

# 第2期子ども・子育て支援事業計画

## 令和2年度~令和6年度



## 目 次

第1章	計画策定にあたって	1
1	計画策定の背景と目的	1
2	計画の位置づけ	3
3	他計画との関係	4
4	計画の期間	4
5	計画の対象	4
6	計画の策定体制	5
第2章	香南市の子どもと子育て家庭を取り巻く現状と課題	6
1	子どもや子育て環境の現状	6
2	アンケート調査結果からみた子育てを取り巻く状況	13
第3章	計画の基本的な考え方	25
1	基本理念	25
2	基本的な視点	26
3	基本目標	28
4	計画の体系	30
第4章	分野別施策の展開	31
1	地域における子ども・子育て支援	31
2	質の高い教育・保育の提供	36
3	仕事と子育ての両立支援	41
4	親と子の心と体の健康づくり	43
5	子どもと子育て家庭にやさしい環境づくり	47
6	配慮を必要とする子どもと家庭への支援	49
第5章	子ども・子育て支援事業の見込みと確保方策	53
1	子ども・子育て支援新制度における給付・事業の全体像	53
2	教育・保育提供区域の設定	54
3	児童人口の見込み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	54
4	幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策	55
5	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	59
6	幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保方策	72
第6章	計画の推進	73
1	推進体制	73
2	計画の広報・啓発	74
3	計画の進捗管理	74
資料編.		75
1	策定経緯について	75
2	香南市子ども・子育て会議条例	76
3	香南市子ども・子育て会議委員名簿	78

## 第1章 計画策定にあたって

#### 1 計画策定の背景と目的

わが国では、急速な少子化の進行に伴い、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など将来的に社会・経済への影響が懸念されています。

国においては、少子化対策として平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、総合的な取組を進めてきましたが、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」を制定し、「子ども・子育て支援新制度」(以下、「新制度」)が創設されました。

新制度では、子どもの最善の利益が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等など、地域の子ども・子育て支援を充実させ、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指してきました。

本市においては、市民の多様な保育・子育て支援ニーズに応え、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として、平成27年3月に「香南市子ども・子育て支援事業計画」(計画期間:平成27年度~平成31年度)を策定しました。

その後、平成28年に「ニッポンー億総活躍プラン」が策定され、希望出生率を1.8まで上昇させる指針が示されました。このため、女性就業率の上昇や保育ニーズの増加が見込まれることから、平成29年に公表された「子育て安心プラン」において、女性就業率が80%でも対応できる保育の受け皿を整備することとされ、同年に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」では、子育てへの支援に大規模な予算投入が明示され、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されました。

また、就学後の共働き家庭が直面する「小1の壁」を打破する観点から、平成30年には「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、放課後児童対策の充実を図るとされています。

加えて、児童福祉法の改正による児童虐待防止対策の強化、子どもの貧困対策に関する大綱に基づく対応など、市町村に求められる子育て支援策は拡大してきています。

本市においては、計画の改定時期を迎えたことから、計画策定後の法・制度等の動向を踏まえるとともに、子ども・子育て支援に関するアンケート調査を実施し、本市の実情に即した「香南市第2期子ども・子育て支援事業計画」(以下、「本計画」)を策定します。

#### 近年の子ども・子育てに関する法・制度等の動向

	法律・制度等	内容
	子ども・子育て支援法関連 3法施行	・市町村での子ども・子育て支援事業計画の策定を明記。
w ct	保育士確保プラン策定	・加速化プランの確実な実施に向け、平成 29 年度末 までに7万人の保育士を確保。(平成 27 年に9万人 分に拡大)
平成 27 年	少子化社会対策大綱改定	・子育て支援施策の一層の充実、若い年齢での結婚・ 出産の希望の実現できる環境の整備、多子世帯への 一層の配慮、男女の働き方改革、地域の実情に即し た取組強化。
	次世代育成支援対策推進法 改定	・令和7年3月末までの時限立法に延長。
	子ども・若者育成支援推進 大綱策定	・子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針を 提示。
平成	児童福祉法一部改正	<ul><li>・子どもの権利条約を踏まえ、権利の主体であることを明言。</li><li>・児童虐待対策の強化</li><li>・子育て世代包括支援センターの法制化</li></ul>
28 年	ニッポンー億総活躍プラン 策定	・保育士の処遇改善について、新たに2%相当の給与引き上げ。 ・平成30年度以降も保育の確保に取り組む。
	切れ目のない保育のための 対策	・待機児童の解消に向けて取り組む市町村を支援するため、施設整備、入園予約制、保育コンシェルジュの展開などを明確化。
	子育て安心プラン策定	・平成 32 年度末までに全国の待機児童を解消、待機 児童ゼロを維持しつつ女性の就業率 80%を達成。
平成 29 年	新しい経済政策パッケージ	・「人づくり改革」において、教育・保育の無償化、 待機児童の解消、高等教育の無償化などを掲げる。
	子ども・子育て支援法一部 改正	・保育充実事業の実施、協議会の設置、教育認定子どもの利用者負担の引き下げ。
平成	子ども・子育て支援法に 基づく基本指針改正	・企業主導型保育や幼稚園の長時間預かり保育利用 の取り扱いの変更を明示。
30年	新・放課後子ども総合プラン 策定	・共働き家庭が直面する「小1の壁」を打破するため の放課後児童対策の充実。
令和 元年	子ども・子育て支援法一部 改正(教育・保育の無償化)	・教育・保育の無償化開始(10月施行) ・施設等利用給付の創設

#### 2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、すべての子どもの良質な生育環境を保障し、子どもや子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、子ども・子育て支援関連の制度・施策を一元化して新しい仕組みを構築し、「質の高い学校教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保」「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指すものです。

また、本計画は、次世代育成支援対策推進法8条に基づく「市町村行動計画」と位置づけ、保健・医療、福祉、教育、労働、まちづくり等のさまざまな分野にわたり、総合的な展開を図ります。

さらに、本計画は、本市のまちづくりの総合的指針である「第2次香南市振興計画」を上位計画として、かけがえのない子どもの成長と、子どもを生み育てる家庭を地域全体で支援し、子どもが心身ともに健やかに育つための環境を整備する部門別計画と位置づけます。

#### 子ども・子育て支援法(抜粋)

#### 第一条/(目的)

この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

#### 第六十一条/(市町村子ども・子育て支援事業計画)

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援 事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市 町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

#### 3 他計画との関係

本計画は、「第2次香南市振興計画」を上位計画とし、「地域福祉計画・地域福祉活動計画」をはじめ福祉分野の諸計画、「教育振興基本計画」など関連する教育分野の諸計画との整合性を図って策定しています。

さらに、この計画は子どもの貧困対策推進法の一部改正に伴い、市町村における貧困対策計画の策定が努力義務となったことを踏まえて、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に基づく「子どもの貧困対策計画」を包含して策定します。

また、計画の推進にあたっては、各計画との連携を十分に考慮し、新たな課題や環境の 変化にも対応できるよう柔軟に計画を進めるものとします。

#### 4 計画の期間

本計画の計画期間は、子ども・子育て支援法で規定する5年間(令和2年度~令和6年度)を計画期間とします。

また、計画期間中においても、社会情勢や市の状況の変化、子育て家庭のニーズ等に適切に対応するため、必要に応じて見直します。

平成 27年度	28年度	29年度	30年度	31 年度	令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	第	1期計	画						
				見直し	Z	阿信河	(第2其	別計画)	
									見直し

### 5 計画の対象

本計画は、市内に居住する子ども(おおむね 18 歳未満)とその保護者や家庭はもちろんのこと、地域住民、事業者、学校等関係者など、すべての個人と団体等を対象とします。

#### 6 計画の策定体制

#### (1) 市民参画

#### ①アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、子育て家庭の実態や子育て支援ニーズ等を把握し、策定の基礎 資料とするために、就学前児童・小学校児童の保護者を対象に「香南市子ども・子育て支援 に関するアンケート調査」を実施しました。

#### 調査の実施概要

	就学前児童の保護者	小学校児童の保護者		
調査対象者数	1, 575 人	1, 763 人		
調査方法	保育所、幼稚園、小学校からの配布回収(一部郵送による配布[			
調査期間	平成 30 年 12 月 19 日~平成 31 年 1 月 11 日			
有効回収数	1, 102 人	1, 091 人		
有効回収率	70. 0%	61.9%		

#### ②香南市子ども・子育て会議による審議

計画内容の検討にあたっては、学識経験者、教育・保育事業者、地域の子育て関係団体 等及び子どもの保護者で組織する「香南市子ども・子育て会議」において、審議・検討を 行い、幅広い意見の集約と調整を行いました。

#### ③パブリックコメントの実施

市民から広く意見を得て計画策定を進めることを目的とし、パブリックコメント(意見 募集)を実施しました。

実施期間	令和2年1月21日(火)~令和2年2月3日(月)
意見	O件

#### (2) 庁内策定体制

本計画は、子育て支援施策を推進するための指針となるものであり、保健・医療、福祉、 教育、労働、まちづくり等、幅広い分野にわたる施策を総合的かつ効果的に推進する必要 があります。

そのため、市民保険課、福祉事務所、健康対策課、学校教育課、こども課、生涯学習課など関係各課が連携し、緊密な調整を行いながら、全庁的な策定体制で取り組みました。

## 第2章 香南市の子どもと子育て家庭を取り 巻く現状と課題

#### 1 子どもや子育て環境の現状

#### (1) 香南市の人口等の状況

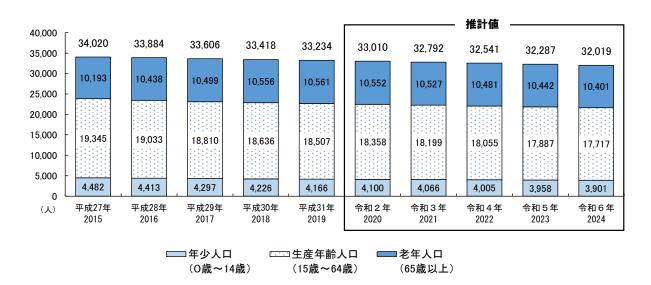
#### ①人口の推移と将来人口推計

本市の総人口は、平成31年3月末日現在、33,234人となっており、近年の傾向をみると減少傾向で推移しています。

年齢別にみると、65 歳以上は増加しているのに対して、 $0\sim14$  歳人口は減少傾向が続いており、平成 31 年 3 月末日現在では 4, 166 人となり、人口全体に占める比率は 12.5% となっています。

また、本計画の計画期間である令和2年から令和6年の推計結果をみると、今後も緩や かながら人口減少が進むことが予測されます。

#### 人口の推移と将来人口推計

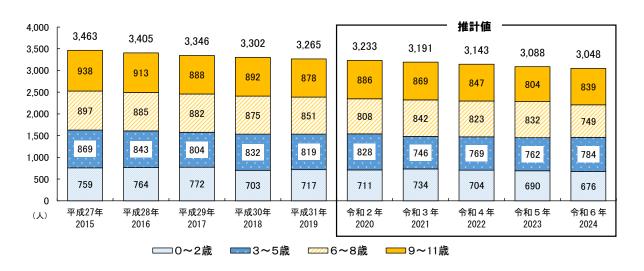


#### ②児童人口の推移

本市の児童人口(0~11歳)の推移をみると、平成27年の3,463人から、減少傾向で推移しており、平成31年では3,265人と平成27年から198人の減少となっています。

また、本計画の計画期間である令和2年から令和6年の推計結果をみると、児童人口は 人口減少傾向で推移することが予測されます。

#### 児童人口の推移と推計結果



		実績値 → 推計値								
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
0歳	252	233	236	208	246	227	223	219	213	209
1歳	242	284	239	246	215	261	240	236	232	226
2歳	265	247	297	249	256	223	271	249	245	241
3歳	282	271	248	298	250	258	225	273	251	247
4歳	291	276	275	258	312	255	264	230	279	256
5歳	296	296	281	276	257	315	257	266	232	281
6歳	301	292	295	281	274	255	313	255	264	230
7歳	295	302	293	298	280	275	256	314	256	265
8歳	301	291	294	296	297	278	273	254	312	254
9歳	302	299	293	300	297	299	280	275	256	314
10歳	318	297	303	290	295	295	297	278	273	255
11歳	318	317	292	302	286	292	292	294	275	270
計	3, 463	3, 405	3, 346	3, 302	3, 265	3, 233	3, 191	3, 143	3, 088	3, 048

※実績値は住民基本台帳人口(各年3月末日現在)

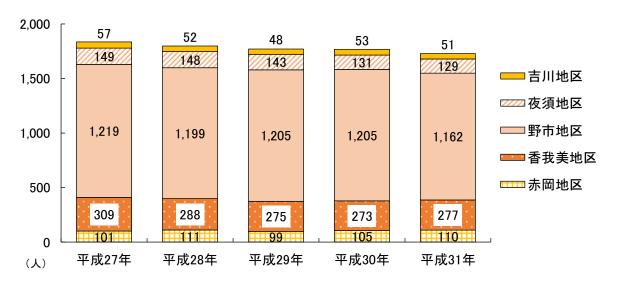
#### ③地区別児童人口の推移

地区別の児童人口をみると、平成31年には0~11歳児童人口の67.5%を野市地区が占めています。すべての地区で横ばいもしくは減少傾向となっています。

2,000 40 40 41 40 41 102// ■吉川地区 107// 1,500 103 106 104 **四四夜須地区** ■野市地区 1,000 1,095 1,095 1.046 1,022 1,042 ≕■香我美地区 500 259 270 255 270 255 132 110 116 94 0 平成27年 平成28年 平成29年 平成30年 平成31年 (人)

地区別0~5歳児童数の推移

※住民基本台帳(各年3月末日)



地区別6~11歳児童数の推移

※住民基本台帳(各年3月末日)

#### (2) 保育所・幼稚園・認定こども園等の状況

#### ①保育所の状況

本市には、保育所が7か所あり、すべて公立施設となっており、平成31年4月1日現在の在籍児童数は762人です。

施設名	定員(人)	対象児	延長 保育	一時預り	障害児 受入	在籍 児童数 (人)
赤岡保育所	125	0~5歳児	0	0	0	78
吉川みどり保育所	76	1~5歳児	0		0	37
香我美おれんじ保育所	109	0~3歳児	0	0	0	92
野市保育所	216	1~5歳児	0		0	194
野市東保育所	120	1~5歳児	0		0	118
佐古保育所	203	0~5歳児	0		0	188
夜須保育所	88	0~3歳児	0	0	0	55
全体	937					762

※平成31年4月1日現在

#### ②幼稚園の状況

本市には、幼稚園が4か所あり、すべて公立施設です。平成31年4月1日現在の在籍児 童数は280人となっています。また、夜須幼稚園のみ対象児の年齢が4・5歳児です。

施設名	定員 (人)	対象児	預り保育	障害児 受入	在籍 児童数 (人)
香我美幼稚園	175	3~5歳	0	0	107
野市幼稚園	175	3~5歳	0	0	95
野市東幼稚園	175	3~5歳	0	0	41
夜須幼稚園	70	4~5歳	0	0	37
全体	595				280

※平成31年4月1日現在

#### ③認定こども園等の状況

本市には、認定こども園が1か所、小規模保育施設が5か所(うち1か所は事業所内保 育施設)が設置されています。

	施設名		対象児	一時預り/ 延長保育	障害児 受入	在籍 児童数 (人)
認定こども園	のいち幼稚学園	92	0~5歳	0	0	74
	下村託児所	19	0~2歳		0	6
	つくし保育園	19	0~2歳	0	0	19
小規	ひだまり園	14	0~2歳		0	12
小規模保育施設	社会福祉法人香南 会事業所内保育所 やまもも	19	0~2歳	0	0	15
	ニチイキッズ 香南のいち保育園	19	0~2歳	0	0	4 <sup>** 1</sup>
	全体	182				

※平成31年4月1日現在(\*1は令和元年5月開所のため、6月1日現在の人数)

#### 保育所一覧

- ① 赤岡保育所
- ② 吉川みどり保育所
- ③ 香我美おれんじ保育所
- ④ 野市保育所
- ⑤ 野市東保育所
- ⑥ 佐古保育所
- ⑦ 夜須保育所

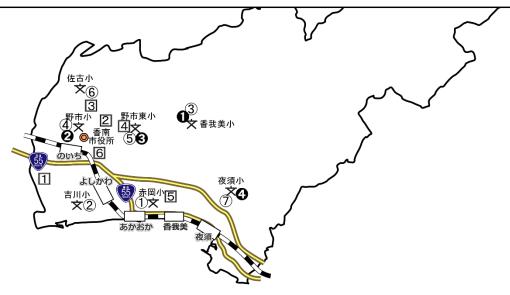
#### 幼稚園一覧

- 香我美幼稚園
- 2 野市幼稚園
- 野市東幼稚園

#### ◆ 夜須幼稚園

#### 認定こども園等一覧

- 11 のいち幼稚学園
- ② 下村託児所
- ③ つくし保育所
- 4 ひだまり園
- 5 社会福祉法人香南会事業所内保育所やまもも
- ⑥ ニチイキッズ香南のいち保育園



#### (3)子育て支援関連施設等の状況

#### ①放課後児童クラブ

両親が共働きなどのため、保護者が昼間家庭にいない子どものために、専用施設で、遊びや異年齢の集団活動を通して児童の健全な育成を図る児童クラブを設置しています。

対象児童	小学校1年生~6年生		
実施箇所数	10か所		
実 施 日	月~金曜日 毎月第一土曜日		
中华吐眼	授業終了後~18:00 (土曜日・長期休みなどは8:00~18:00)		
実施時間	(終了時間は一部18:30まで延長あり)		
保護者負担金	月4,500円(減免制度あり) おやつ代は別途		

※平成31年4月1日現在

#### ②児童館

赤岡・吉川両市民館(隣保館)では、児童が地域に学び、健全な遊びを通して健康を増進し、豊かな情操と仲間を大切にする心を育むことを目的に、児童の健全育成、子どもたちの居場所づくり、基本的生活習慣の定着など子育ての拠点を目指した取組を進めています。

対象児童	主に小学生 (一部中学生も利用)		
実施場所	赤岡市民館、吉川市民館		
開設日	月~土曜日		
開設時間	8:30~12:00 13:00~17:00 (18:00まで延長あり)		

※平成31年4月1日現在



#### ③子育て支援センター

本市では、令和元年7月1日に香南市総合子育て支援センター「にこなん」を開設し、拠点1か所、広場4か所で、子どもたちの健やかな育ちを促進するために、妊婦や0歳~就学前までの子どもと保護者等を対象に、様々な悩み相談や保護者間の情報交換、同じ年頃の子どもを持つ親子が一緒に楽しく遊ぶことができる地域子育て支援拠点事業を実施しています。

子育て支援センター					
香南市総合子育て支援センター「にこなん」	実施内容: 妊産婦支援/にこにこセミナー/パパママ教室/育児相談/みるくくらぶ(助産師の母乳相談)/ 離乳食講習会/栄養相談/病後児保育(有料) 開館時間:月曜日~金曜日午前9時~午後5時 親子の交流広場:午前9時~午後3時				
出張ひろば					
吉川みどり保育所 (あったか広場)	月曜日 9:00~12:00 木曜日 13:00~15:00				
赤岡保育所 (つながれ広場)	月曜日 13:00~15:00 水曜日 9:00~12:00				
夜須保育所 (すくすく広場)	火曜日 13:00~15:00 木曜日 9:00~12:00				
香我美おれんじ保育所 (あのね広場)	火曜日 9:00~12:00 水曜日 13:00~15:00 金曜日 9:00~12:00				

<sup>※</sup>令和元年7月1日現在





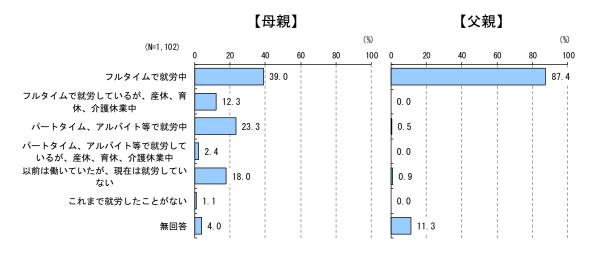
#### 2 アンケート調査結果からみた子育てを取り巻く状況

#### (1) 就学前児童の保護者調査

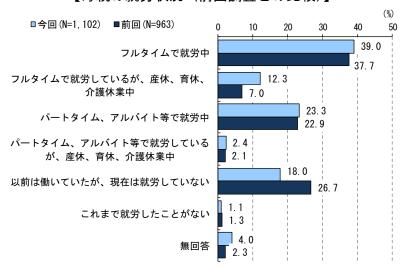
#### ①父母の就労形態

就学前児童保護者の就労状況は、父親は「フルタイムで就労中」が87.4%となっています。母親の就労状況は、「フルタイムで就労中」が39.0%で最も多く、次いで「パートタイム、アルバイト等で就労中」が23.3%、「以前は働いていたが、現在は就労していない」が18.0%となっています。

母親の就労状況を前回調査(「前回調査」は平成25年に実施したアンケート調査結果、以下同じ。)と比較すると、「以前は働いていたが、現在は就労していない」が減少し、休業中を含む働いている方の割合がともに増加しています。





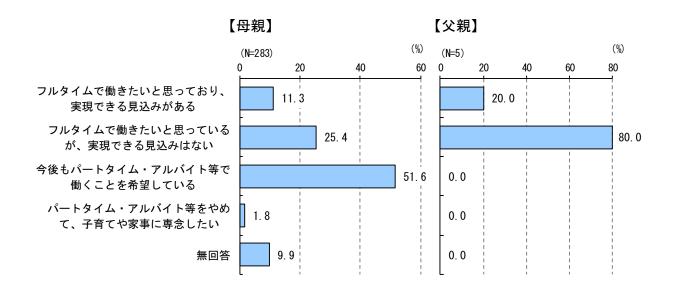


※各質問の回答者数 (N) を基数とした百分率 (%) で示してある。小数点第2位を四捨五入しているため、 比率の合計が100.0%を前後することがあります。(以下同様)

#### ②フルタイムへの転換希望

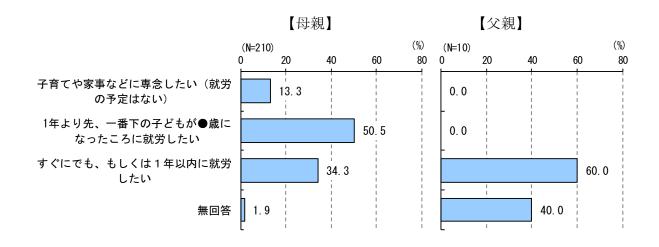
パートタイム・アルバイト等で就労している父母のフルタイムへの転換希望については、 母親では「今後もパートタイム・アルバイト等で働くことを希望している」が 51.6%で半 数を超えます。

父親では「フルタイムで働きたいと思っているが、実現できる見込みはない」が 80.0% で最も多くなっています。



#### ③非就労者の就労希望

就労していない父母の就労希望は、母親では「1年より先、一番下の子どもが●歳になったころに就労したい」が50.5%で最も多く、父親では「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が60.0%と最も多くなっています。



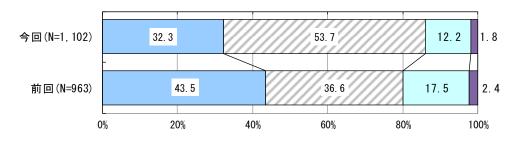
#### ④育児休業の取得状況

育児休業の取得状況は、母親では「取得した(取得中である)」が53.7%で最も多く前回調査と比較すると、「取得した(取得中である)」が増加しています。

父親では「取得していない」が85.0%を占めており、前回調査と比較すると、「取得していない」が多数を占めるが、「取得した(取得中である)」が増加しています。

#### 【母親の育児休業の取得状況(前回調査との比較)】

□働いていなかった □取得した(取得中である) □取得していない ■無回答



#### 【父親の育児休業の取得状況(前回調査との比較)】



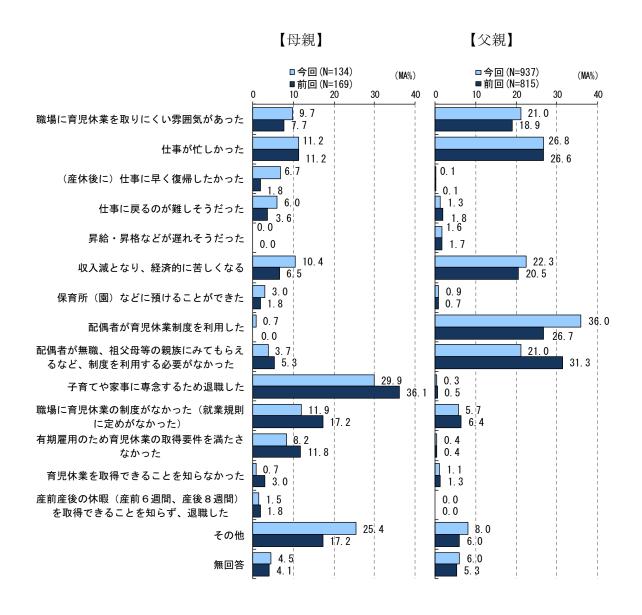


#### ⑤育児休業を取得していない理由

育児休業を取得していない理由は、母親では「子育てや家事に専念するため退職した」が 29.9%で最も多く、次いで「その他」が 25.4%となっています。

父親では「配偶者が育児休業制度を利用した」が36.0%で最も多く、次いで「仕事が忙しかった」が26.8%となっています。

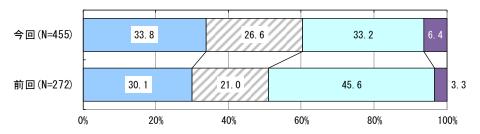
前回調査と比較すると、母親の「子育てや家事に専念するため退職した」が減少し、父親の「配偶者が育児休業制度を利用した」が増加しています。



#### ⑥短時間勤務制度の利用状況

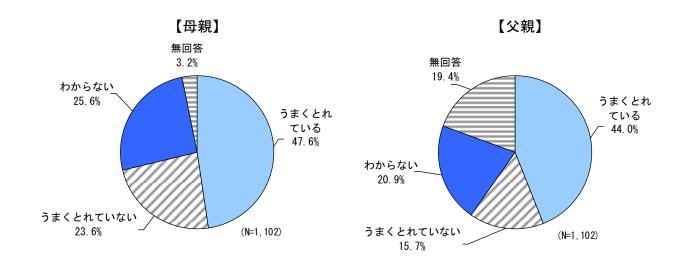
母親の短時間勤務制度の利用有無は、「利用したかったが、利用しなかった」が 33.2% となっており、前回調査と比較すると、「利用した」が増加しています。

【母親】
□利用する必要がなかった□利用した□利用したかったが、利用しなかった■無回答



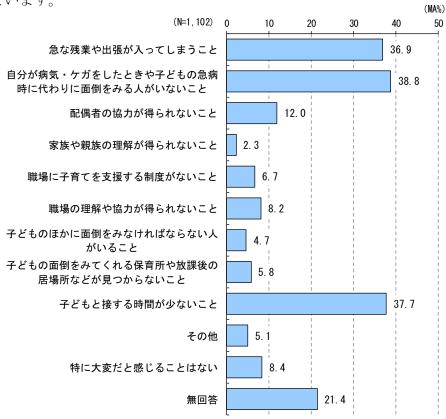
#### ⑦仕事と仕事以外の生活との調和

仕事と仕事以外の生活との調和がとれているかについては、「うまくとれている」は母親で 47.6%、父親で 44.0%となっています。一方、「うまくとれていない」は母親で 23.6%、父親で 15.7%となっています。



#### ⑧仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じること

仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じることは、「自分が病気・ケガをしたときや子どもの急病時に代わりに面倒をみる人がいないこと」が38.8%で最も多く、次いで、「子どもと接する時間が少ないこと」が37.7%、「急な残業や出張が入ってしまうこと」が36.9%となっています。

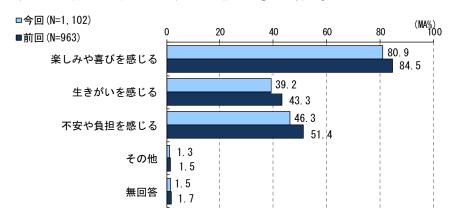


※「MA%」(Multiple Answer) は複数回答の設問となります。(以下同様)

#### ⑨子育てについての感じ方

子育てについての感じ方は、「楽しみや喜びを感じる」が80.9%で最も多く、次いで「不安や負担を感じる」が46.3%、「生きがいを感じる」が39.2%となっています。

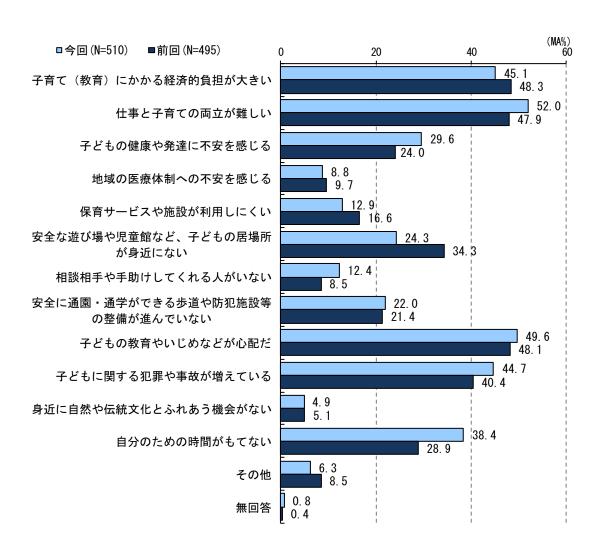
前回調査も今回と同様に「楽しみや喜びを感じる」が最も多くなっていました。



#### ⑩子育でに不安や負担を感じる理由

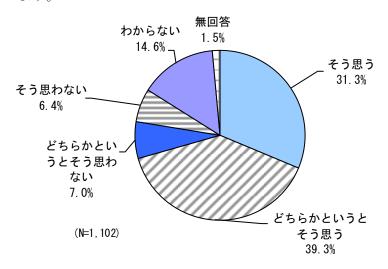
子育てに不安や負担を感じる理由は、「仕事と子育ての両立が難しい」(52.0%・前回第3位)が第1位に挙げられ、第2位に「子どもの教育やいじめなどが心配だ」(49.6%・前回第2位)、第3位が「子育て(教育)にかかる経済的負担が大きい」(45.1%・前回第1位)、第4位が「子どもに関する犯罪や事故が増えている」(44.7%・前回第4位)、第5位が「自分のための時間がもてない」(38.4%・前回第6位)などの順となっています。

前回調査と比較すると、上位に挙げられている項目はほぼ同様の結果となっていますが、「自分のための時間がもてない」、「子どもの健康や発達に不安を感じる」は増加しています。



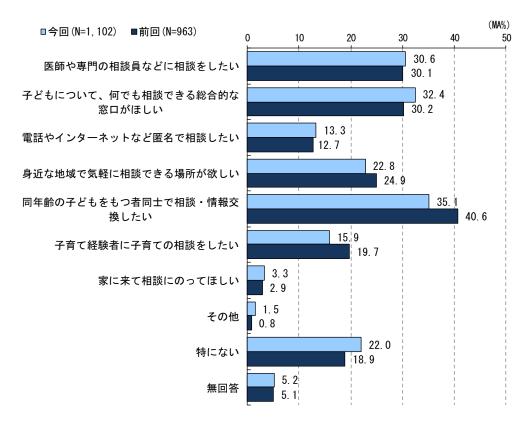
#### ①子育てが地域の人々や社会に支えられていると思うか

子育てが地域の人々や社会に支えられていると思うかについては、「どちらかというとそう思う」が 39.3%で最も多く、「そう思う」(31.3%)をあわせた『そう思う』は 70.6%と約7割となっています。



#### ②子育てについての相談相手、相談場所の希望

子育てについての相談相手、相談場所の希望は、「同年齢の子どもをもつ者同士で相談・情報交換したい」が35.1%で最も多く、前回調査と比較すると、上位回答は前回と同様となっています。

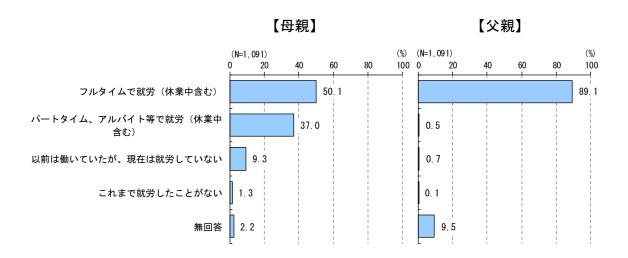


#### (2) 小学生の保護者調査

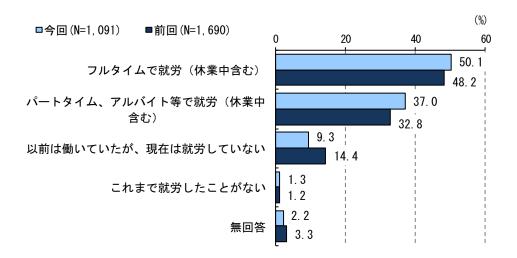
#### ①父母の就労形態

母親の就労状況は、「フルタイムで就労(休業中含む)」が50.1%で最も多く、次いで「パートタイム・アルバイト等で就労(休業中含む)」が37.0%と続きます。父親の就労状況は、「フルタイムで就労(休業中含む)」が89.1%で多数を占めています。

母親の就労状況を前回調査と比較すると、「フルタイムで就労 (休業中含む)」、「パートタイム・アルバイト等で就労 (休業中含む)」の割合がともに増加しています。

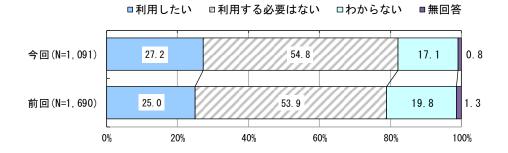


【前回調査との比較 母親の就労状況】



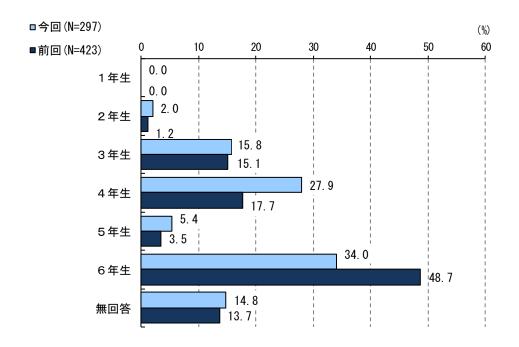
#### ②放課後児童クラブの利用希望

放課後児童クラブの利用希望は、「利用したい」が27.2%、「利用する必要はない」が54.8%、「わからない」が17.1%となっています。また、利用希望を前回調査と比較すると、おおむね同様の傾向となっています。



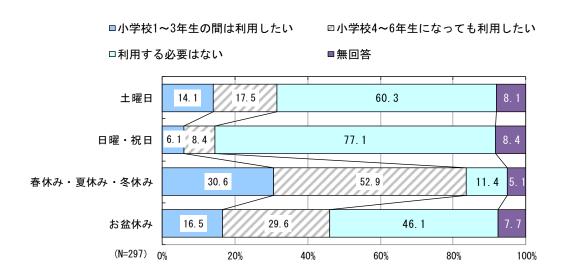
#### ③放課後児童クラブの利用希望学年

放課後児童クラブを「利用したい」と答えた方に何年生まで利用したいかをたずねると、「6年生」が34.0%で最も多く、次いで「4年生」が27.9%、「3年生」が15.8%となっています。前回調査と比較すると、「6年生」の割合が48.7%から34.0%へ減少し、「4年生」の割合が17.7%から27.9%へ増加しています。



#### ④放課後児童クラブの利用希望(土曜日、日曜・祝日、春休み・夏休み・冬休み、お盆休み)

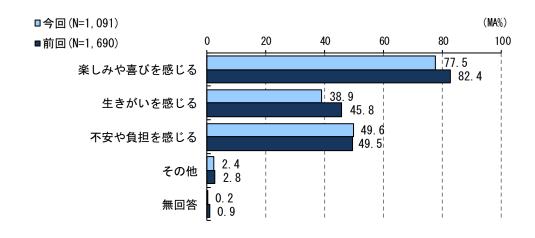
放課後児童クラブの利用希望は、土曜日では、「利用する必要はない」が 60.3%、「小学校  $4\sim6$  年生になっても利用したい」が 17.5%となっています。日曜・祝日は、「利用する必要はない」が 77.1%、「小学校  $4\sim6$  年生になっても利用したい」が 8.4%となっています。春休み・夏休み・冬休みは、「小学校  $4\sim6$  年生になっても利用したい」が 52.9%で、「小学校  $1\sim3$  年生の間は利用したい」が 30.6%となっています。お盆休みは、「利用する必要はない」が 46.1%で、「小学校  $4\sim6$  年生になっても利用したい」が 29.6%となっています。



#### ⑤子育てについての感じ方

子育てについての感じ方は、「楽しみや喜びを感じる」が 77.5%で最も多く、次いで「不安や負担を感じる」が 49.6%、「生きがいを感じる」が 38.9%となっています。

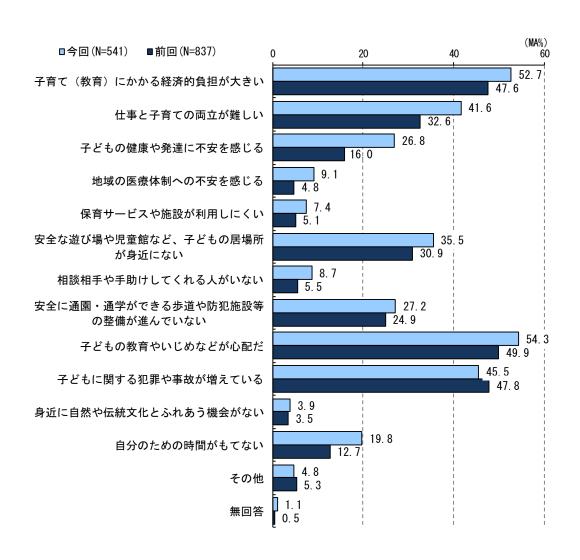
前回調査と比較すると、「楽しみや喜びを感じる」、「生きがいを感じる」が減少し、「不安 や負担を感じる」がほぼ同率となっています。



#### ⑥子育てに不安や負担を感じる理由

子育てに不安や負担を感じる理由は、「子どもの教育やいじめなどが心配だ」(54.3%・前回第1位)が挙げられ、第2位が「子育て(教育)にかかる経済的負担が大きい」(52.7%・前回第3位)、第3位が「子どもに関する犯罪や事故が増えている」(45.5%・前回第2位)、第4位が「仕事と子育ての両立が難しい」(41.6%・前回第4位)、第5位が「安全な遊び場や児童館など、子どもの居場所が身近にない」(35.5%・前回第5位)などの順となっています。

前回調査と比較すると、上位に挙げられている項目はほぼ同様の結果となっていますが、「仕事と子育ての両立が難しい」、「子どもの健康や発達に不安を感じる」は増加しています。



## 第3章 計画の基本的な考え方

#### 1 基本理念

#### 基本理念

## 『地域ぐるみで育もう 未来を支える香南キッズ』

本計画は、地域全体で香南市の未来を支える子どもたちを育むことを目指します。

子どもは、香南市の未来を支えていく、かけがえのない宝です。すべての子どもが、豊かな愛情に包まれ、夢と希望を持ち、自分と他者を大切にする心や社会規範を身につけるなかで道徳心を養い、地域社会の一員として健やかに育っていくことは、すべての香南市民の願いです。

子育てにおいては、保護者が第一義的な責任を有するという基本的認識のもと、地域住民、学校等関係者なども含めたすべての大人は、子どもたちの自ら学び育つ力を尊重しながら、一人ひとりの状況に応じた支援を行っていくことが大切です。さらに大人には、子どもの模範となり、それぞれが連携して、社会全体で子どもを育てる力を高めることにより、子どもたちが香南市に愛着と誇りを持ち、未来の担い手として自立し、将来自らの子どもを安心して生み育てていくことができる環境を整えていく役割と責任があります。

基本理念は、第1期計画の基本理念を継承し、香南市の子どもが、心身ともに健やかに成長していることがイメージできるよう『地域ぐるみで育もう 未来を支える香南キッズ』とします。



#### 2 基本的な視点

## 1. 子どもの幸せを第一に考える視点

子ども・子育て支援については、大人の視点だけで考えるのではなく、「子どもの権利条約」や「児童憲章」にも掲げられているように、香南市のすべての子どもの利益や子ども自身の意思が最大限尊重されることが重要です。

国籍や出生、性別、障害の有無などにより差別されることなく、子ども一人ひとりの人権が尊重され、それぞれの個性と能力が生かされるよう、常に「子どもの幸せを第一に考える」視点で取り組みます。

### 2. 親育ちの視点

親の子育てをめぐる不安感や負担感の背景には様々な要因がありますが、親の自己実現が子育てによって阻害されていることも一因とされています。

親の不安感や負担感を軽減するための施策に偏るのではなく、親、家庭、地域、企業、行政といった関係機関が、「子どもの幸せを第一に考える」という共通認識のもと、「子育ての第一義的責任は親が有する」という自覚を高めていくことが重要です。

子どもの幸せと親の自己実現とのバランスに配慮しながら、親が子育で・子育ちに喜びを実感でき、親自身の子育て力を高めることを促すような施策、すなわち「親育ち」への支援を関係機関と連携を図りながら推進します。

## 3. すべての子どもと家庭を地域社会全体で支援する視点

これまでの子育て支援施策は、どちらかというと仕事をしている子育て家庭への仕事と 育児の両立支援の充実が中心となっていましたが、障害、疾病、虐待、貧困、子育ての孤独 感など、様々な問題を抱えた子どもや子育て家庭があります。

一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障するため、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、広くすべての子どもと家庭への支援を地域社会全体で行うという視点に立った取組を推進します。

## 4. 子ども・子育て支援の量と質を充実する視点

家庭のニーズや地域の実情を踏まえ、すべての子どもと子育て家庭を対象として、教育・保育施設、児童館など地域における多様な子ども・子育て支援サービスの量的拡充と質的向上を図るという視点に立った取組を推進します。

## 5. 仕事と生活の調和実現の視点

男女一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、多様な生き方が選択・実現でき、安心して結婚や子育てができる社会を目指すためには、仕事と生活の調和を実現することが重要です。

男女の働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現するためにも、国や県、企業など関係機関と連携しながら、地域の実情に応じた取組を推進します。

また、産前産後休業や育児休業後に、教育・保育施設が円滑に利用できるよう、教育・保育施設の量的確保と相談支援体制の充実に努めます。





#### 3 基本目標

香南市の未来を支える子どもたちを地域全体で育むことを目指し、次の6つの基本目標 を掲げて、子ども・子育て支援施策を展開します。

### 基本目標 1 地域における子ども・子育て支援

家庭での育児負担が増大する中、子どもや子育て家庭が孤立することなく、自立した生活が送れるよう地域ぐるみで支援を行います。

また、地域における子育て支援を推進するため、行政、関係団体・組織、地域住民が協働 して子育てを支援するネットワークの構築に努めます。

## 基本目標2 質の高い教育・保育の提供

就学前においては、親の就労等に関わりなく等しく教育・保育を享受できる環境整備を 行います。

就学後においては、未来を拓く子どもたちが、自ら学ぼうとする意欲を高め、豊かな人間性とたくましく「生きる力」を身につけることができる教育を推進します。

## 基本目標3 仕事と子育ての両立支援

男女が共に家庭責任を果たしながら、仕事と家庭の両立ができるよう、多様な保育サービスの充実に努めるとともに、関係機関と連携して働き方の見直しや労働環境の改善に努めます。

## 基本目標4 親と子の心と体の健康づくり

誰もが安心して妊娠・出産・子育てができるよう、また、子どもが健やかに育つことができるよう、妊娠・出産期から継続した心と体の健康づくりを推進します。

## 基本目標5 子どもと子育て家庭にやさしい環境づくり

子どもや子育て家庭が安心して暮らし活動できるよう、ゆとりある住環境や子どもや親 子が安心して遊び、交流できる場の整備に努めるとともに、子どもを犯罪や交通事故の被 害から守る取組を推進します。

## 基本目標6 配慮を必要とする子どもと家庭への支援

障害のある子どもや虐待等により配慮を必要とする子どもやひとり親家庭、経済的困難 を抱える家庭などへの支援の充実に努めます。



## 4 計画の体系

基本目標		施策の推進内容	
1 地域に		1	子育てを支える地域コミュニティの育成
		2	子育て相談の充実・情報提供機能の強化
	地域における子ども・子育て支援	3	地域子ども・子育て支援事業の充実と適切な運営
		4	家庭教育・地域教育の推進
		5	子育てにかかる経済的負担の軽減
2 質の		1	保幼小中連携(一貫)教育の推進
	質の高い教育・保育の提供	2	生きる力を育む教育の推進
		3	地域における青少年の健やかな育成
3 仕事		1	多様な保育事業の提供
	仕事と子育ての両立支援	2	放課後児童クラブの拡充
		3	ワーク・ライフ・バランスの推進
4	親と子の心と体の健康づくり	1	母子保健の充実
		2	思春期保健対策の充実
		3	食育の推進
5	子どもと子育て家庭にやさしい	1	子どもと子育てに配慮したまちづくりの推進
環境づくり	環境づくり	2	子どもの安全の確保
	配慮を必要とする子どもと 家庭への支援	1	児童虐待防止対策の推進
		2	ひとり親家庭への支援体制の充実
		3	障害のある子どもと家庭への支援の充実
		4	経済的困難を抱える家庭への支援
		5	子育て中の外国人家庭への支援・配慮

## 第4章 分野別施策の展開

### 1 地域における子ども・子育て支援

#### (1) 子育てを支える地域コミュニティの育成

#### 施策の方向

地域の中の人と人とのつながりが希薄化する傾向にあり、子育て家庭の孤立が問題となってきています。そこで、地域ぐるみで子どもを育てていくために、子どもや子育て家庭への支援として、家庭・地域・学校の連携・協働を進めることで、子どもから高齢者まで様々な人が参加・交流し、地域を活性化させて子育てを中心とした地域社会のつながりの再生を促進します。また、保護者同士の交流を進めるためにも、子育てサークルなどの育成と活動支援に努めます。

#### 主な施策

施策名	施策の内容
子育て支援に向け た意識啓発	・関係課が様々な機会に連携し、情報ネットワーク等を活用しながら、 子育て家庭だけでなく、市民全体に地域における子育て支援意識の 啓発を行っていきます。
地域における子育 て支援活動の推進	・各種行事における交流など、保育所、幼稚園、認定こども園等、子育 て支援センター、児童館、学校と各地区のまちづくり協議会、各種住 民組織との交流・連携を図り、子どもの育成を地域で見守り、支援す る体制づくりを推進します。
子育て支援ボラン ティアの育成・支援	・関係機関、団体と連携しながら養成講座を開催することで、子育て支援ボランティアの育成、地域人材の確保に努めます。
子育てサークルな どの育成・支援	<ul><li>・育児サークル等の活動について、子育て支援センターが支援を行うとともに、新たなサークルの育成、支援者の質の向上に努めます。</li></ul>
地域福祉の推進	・地域ぐるみの子育て支援を推進するためにも、「香南市地域福祉計画・ 地域福祉活動計画」と連携した取組を推進します。

#### (2) 子育て相談の充実・情報提供機能の強化

#### 施策の方向

平成28年4月に健康対策課に母子保健型の「子育て世代包括支援センター」を設置しており、妊娠期から子育で期にわたる総合的な相談やサポート等の支援体制の充実を図ります。

平成30年4月に「香南市子ども家庭総合支援拠点」を福祉事務所へ設置しており、18歳までの子どもとその家族及び妊産婦に関するさまざまな相談支援体制の充実に努めます。

また、令和元年7月1日に香南市総合子育て支援センター「にこなん」が開設されたことにより、拠点1か所、広場4か所で子育てに関する情報提供や相談支援を行います。

さらに、保育所や幼稚園、認定こども園等の地域開放による、身近な地域での情報提供・ 相談体制づくりに努めるとともに、訪問指導や電話相談、乳幼児健診、市広報、ホームペー ジなど多様な機会・媒体を活用し、子育てに関する正しい知識や情報の提供、相談支援に 努めます。

#### 主な施策

施策名	施策の内容					
子育て世代包括支 援センターの充実	・平成28年4月に健康対策課に母子保健型の「子育て世代包括支援センター」を設置しており、専任の母子保健コーディネーターを配置し、妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談やサポート等の支援体制の充実を図ります。					
子育て支援センター「にこなん」を拠点とした支援体制の充実	<ul><li>・令和元年7月に開設した子育て支援センター「にこなん」を拠点に、より柔軟な子育て支援体制の構築に取り組みます。</li><li>・保育所や幼稚園、認定こども園等に通っていない就学前児童とその保護者に対し、保育所や幼稚園の施設を開放し、子どもの遊び場や保護者の相談・交流の場を提供します。</li></ul>					
子育てに関する情 報提供や相談体制 の充実	<ul> <li>・母子健康手帳の交付時、訪問指導や電話相談、乳幼児健診、市広報、ホームページ、子育で情報サイト(香南キッズ)など多様な機会・媒体を活用し、子育でに関する正しい知識や情報の提供や相談支援に努めます。</li> <li>・保健・福祉・教育などに関する行政窓口をはじめ、保育所、幼稚園、子育で支援センターや児童館などと連携を密にし、電話や窓口などによるきめ細かな相談支援に努めます。</li> </ul>					
香南市子ども家庭 総合支援拠点の充 実	・子育てや養護、虐待、非行など、子どもとその家庭及び妊産婦に関するさまざまな悩みや不安などの相談窓口として「香南市子ども家庭総合支援拠点」を平成30年4月に福祉事務所内に設置しており、相談対応の充実に努めるとともに、関係機関との連携を図り、児童虐待や子育てに関する相談支援活動の充実に努めます。					

# (3)地域子ども・子育て支援事業の充実と適切な運営

### 施策の方向

子どもや子育て家庭を支援する事業として、子ども・子育て支援法第 59 条に規定する地域子ども・子育て支援事業の充実と適正な運営に努めます。

施策名	施策の内容
地域子ども・子育て 支援事業の充実	・本計画の第5章 「子ども・子育て支援事業(事業量の見込みと確保方策)」参照
地域子ども・子育て 支援事業の適正な 運営	・学識経験者、教育・保育事業者、地域の子育て関係団体等及び子どもの保護者で組織する「香南市子ども・子育て会議」において、事業の実施状況等について定期的に点検・評価を行う事で適正な運営に努めます。



# (4) 家庭教育・地域教育の推進

# 施策の方向

子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報を提供します。

施策名	施策の内容
家庭教育に関する情報提供の充実	<ul> <li>・保護者会やPTAなどの会合時に家庭教育に関する資料を提供するなど、子どもの成長に応じた情報提供を充実させます。</li> <li>・10 か月健診にあわせて、絵本を開く楽しい体験とあたたかなメッセージを伝え絵本を手渡します。親子のふれあいを促進するとともに、乳幼児期から絵本に親しむことや読み聞かせの大切さを啓発します。</li> </ul>
子育てや家庭教育 に関する学習機会 の充実	<ul> <li>・子育て支援センターにおいて、乳幼児の保護者を対象とした育児学級を開催し子育て不安の軽減を図るとともに、仲間づくりを支援します。</li> <li>・保育所、幼稚園、認定こども園等、小中学校、保護者と連携し、子育てに関する不安や悩みを解消・軽減するために、親子交流や教育・保育・医療などの専門家による学習会を開催するなど、家庭教育学級の充実を進めます。</li> </ul>
地域活動を通した 家庭教育の充実	・公民館活動やまちづくり協議会の行事などによる親と子のふれあい、 家族間や世代間交流を積極的に推進し、子ども同士、親同士の仲間 づくりを進めるとともに、家庭教育に関する情報交換など、共に支 えあいながら子育てを行える環境づくりを推進します。



# (5) 子育てにかかる経済的負担の軽減

### 施策の方向

家庭で子育てをする保護者の支援に努めるとともに、子育て家庭への生活支援の一環として、各種手当の支給や医療費の助成、保育料の減額などを行い、子育て家庭の経済的負担を軽減します。

施策名	施策の内容
各種手当の支給	・国や県の制度に基づき、対象となる児童を養育している保護者に対して、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当を支給します。
医療費の助成	<ul><li>・中学校3年生までの健康保険適用分の医療費の自己負担分を助成します。</li><li>・ひとり親家庭の父母や子どもたちを対象に、健康保険適用分の医療費の自己負担分を助成します。</li><li>・障害のある人を対象に、医療費のうち、健康保険適用分の医療費の自己負担分を助成します。</li></ul>
幼稚園・保育所等の 利用料の負担軽減	・子ども・子育て支援法一部改正に伴い、令和元年10月より幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの教育・保育の利用料が無償となりました。 ・0歳から2歳までの教育・保育の利用料は、住民税非課税世帯は無償となりました。さらに、子どもが2人以上の世帯の負担軽減の観点から、保育所等を利用する最年長の子どもを第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子以降は無償となります。 ・副食費については、保育料無償化により保護者の実費負担となりますが、当市では、子育て世代の負担軽減を目的として、4,500円まで市が負担いたします。
就学・就園援助等の 実施	・経済的な理由で就学が困難な児童・生徒に対し、学用品費などを援助します。 ・教育・保育に必要な物品の購入に要する費用について、低所得者の負担軽減に努めます。
奨学金制度の周知・ 啓発	・経済的理由により就学が困難な生徒の進学・就学を支援するため、各 種奨学金制度の周知・啓発に努めます。

# 2 質の高い教育・保育の提供

#### (1) 保幼小中連携(一貫)教育の推進

#### 施策の方向

生きる力を支える確かな学力をはじめ、人間関係づくりの基礎となるコミュニケーション能力、規範意識、自尊感情など、子どもたちが生きていく上で必要な資質・能力を育成することを目指し、「香南市保幼小中連携カリキュラム」を作成し、市内すべての保育所、幼稚園、小中学校が緊密に連携しながら、子どもたちの学びと育ちを連続させるための取組を展開します。

また、保育所・幼稚園及び小学校における指導指針である「香南市保幼小連携プログラム」に基づき、教職員が互いの教育・保育内容への理解を深め、子ども一人ひとりの発達段階に応じた指導の継続性を確保するための取組を進めます。

#### 主な施策

施策名	施策の内容
保幼小中連携(一	・「香南市保幼小中連携カリキュラム」、「香南市保幼小中連携(一貫)
貫)教育の推進	プログラム」に基づく保幼小中連携(一貫)教育を推進します。

#### (2) 生きる力を育む教育の推進

#### 施策の方向

子どもたちが、生きる力や社会生活に必要な基礎・基本を身につける重要な場である学校教育においては、わかる・楽しく学べる授業を創造し、より確かな学力の向上、豊かな心の醸成や健やかな体の育成を目指します。保育所・幼稚園・認定こども園等においては、幼児一人ひとりの発達に応じた基本的生活習慣の形成に努めるとともに、多様な体験・ふれあいを通じて、豊かな情操や思考力、表現力などの育成に努めます。

また、保幼小中、家庭、地域の連携・協働により、地域に開かれ信頼される保育所、幼稚園、認定こども園等、学校づくりに取り組みます。

施策名	施策の内容
地域に開かれ信頼 される保育所・幼稚 園・認定こども園 等、学校づくりの推 進	・すべての保育所・幼稚園・認定こども園等、小中学校で保育所評価、学校評価を実施し、その結果をホームページ等を通じて広く公表することで、継続的な保育所運営や学校運営の改善に努めます。このことにより、保護者や地域住民に対する説明責任を果たすとともに、保育所・幼稚園・認定こども園等、学校、家庭、地域の共通理解を深め、連携・協力して教育・保育の向上に取り組むことで、地域に開かれ信頼される保育所・幼稚園・認定こども園等、学校づくりを進めます。 ・保護者会やPTA、学校支援ボランティアとの連携を通じて、本の読み聞かせ・加力学習の支援・学校美化の推進などを行い、地域住民とともに子どもたちを育む取組を進めます。
確かな学力の向上	<ul> <li>・基礎・基本の学力の定着を図るなど確かな学力の向上に努めます。また、子どもたち一人ひとりに応じた指導を充実するため、少人数指導や学習指導方法の改善に努めます。</li> <li>・子どもたちが学習の意義や大切さに気づき、自ら進んで取り組み、考え、行動できる学習活動を推進するとともに、家庭との連絡を密にし、家庭学習の習慣化や自学自習ができる子どもたちを育成します。</li> </ul>
健康・体力づくりの 推進	<ul> <li>・「早寝・早起き・朝ごはん」運動を推奨し、基本的な生活習慣の確立と望ましい食生活の習慣化を推進します。</li> <li>・保育所や幼稚園、認定こども園等、学校における給食を通じて、また栄養士・栄養教諭などによる食育を進めながら、子どもたちの健やかな心と体を育みます。</li> <li>・学校において身体を動かす「時間・空間・仲間」などを工夫し、体力向上と運動習慣の確立に向けた取組を進めます。</li> </ul>
道徳教育の充実	<ul><li>・道徳の時間や総合的な学習の時間などで、子どもたちに命の大切さや他者への思いやりの心の育成、社会のマナー・ルールの大切さを習得させる取組を進めます。</li><li>・道徳参観日の実施など、家庭・地域・学校が連携した道徳教育に取り組みます。</li></ul>
地域文化の継承と 交流学習の推進	・地域に伝わる伝説や昔話、祭りや年中行事、民俗芸能、郷土料理などの学習を通じて、地域の歴史や文化についての知識や経験を培うとともに、学校外の人材を活用した交流学習、高齢者や障害のある人との交流やボランティアなどの体験活動を取り入れた教育を推進します。

施策名	施策の内容
人権教育、男女共同 参画教育、国際理解 教育の推進	<ul> <li>・自尊感情を高め、互いを認めあい支えあう共感的な人間関係づくりや、人権にかかわる課題の解決を目指した、一人ひとりを大切にする人権教育を進め、人権を基盤とした取組を進めます。</li> <li>・男女共同参画社会の実現に向けて、男女が対等なパートナーとして信頼関係を築いていくための教育を進めます。</li> <li>・国際的視野に立った人間の育成を目指し、外国語指導助手(ALT)の活用により、発達段階に応じた外国語指導の充実と異文化の理解、国際交流を推進します。</li> </ul>
環境教育・エコ教育、情報教育の推進	<ul><li>・地球的視野に立って、温暖化防止や環境を大切にすることについて、 考え行動する環境教育・エコ教育を推進します。</li><li>・教職員の情報機器活用能力と指導力の向上に努め、情報教育を推進 します。また、保護者への情報モラルの啓発に努めます。</li></ul>
芸術文化を通じた 情操教育の推進	・「香南市生涯学習推進計画」に基づき、子どもたちが、伝統芸能や芸術文化活動にふれ、文化活動を行う楽しさや喜びを味わうことで、 子どもたちの豊かな心と感性を育む情操教育を推進します。
子ども読書活動の 推進	・読書活動は、子どもが言葉を学び、豊かな感性を磨き、幅広い知識を得て、考える力を育てます。子どもたちが自主的に読書活動ができるよう、就学前から家庭、地域、学校などが一体となって、読書の楽しさや大切さに気づくための取組を進めます。
教職員の資質向上 と研修体制の確立	・保育所・幼稚園・認定こども園等・学校ごとに課題に応じた研修体制 を確立し、教職員や保育士の資質・指導力の向上に努めます。また、 子ども一人ひとりの良さを生かし、可能性を引き出し伸ばす教育を 推進します。
生徒指導・教育相 談・支援体制の充実	<ul> <li>・児童・生徒が自主的に判断、行動し、積極的に自己を生かしていくことができるよう、教職員と児童・生徒の信頼関係及び児童・生徒相互の好ましい人間関係を育てるとともに児童・生徒の理解を深めていきます。</li> <li>・子どもたちや保護者の悩み・不安に対応するための教育相談活動を充実します。また、不登校やいじめの教育課題に対して、関係機関と連携しながら適切な対応に努めます。</li> </ul>
キャリア教育の 充実	・各校のキャリア教育全体計画に基づき、一人ひとりの社会的・職業的 自立に向け、必要な能力や態度の育成に努めます。
幼児教育の充実	<ul><li>・保育所・幼稚園・認定こども園等においては、各年齢の発達段階に応じた0歳から就学前まで一貫した指導計画のもと、きめ細かな指導を行います。</li><li>・家庭や地域社会との連携を強化し、幼児教育の理解と振興に努めます。また、地域住民との交流など、それぞれの地域に開かれた教育・保育運営を推進します。</li></ul>

施策名	施策の内容
一人ひとりが輝く 特別支援教育の推 進	<ul> <li>・一人ひとりの障害の種別と程度にあった教育課程の編成を行い、教育的ニーズに応じた特別支援教育を推進します。また、特別支援学校や専門機関との連携を通じて、一人ひとりの可能性を最大限に伸ばすことのできる取組を進めます。</li> <li>・子どもの身体の発達や言葉の遅れ、発達障害等を早期に発見し、適切な支援を幼児期から行うことができるよう、教職員・保育士・指導員等の特別支援教育に関する専門性の向上に努めます。</li> </ul>
命の大切さや子育 ての意義等を学ぶ 教育の推進	<ul><li>・学校教育において、命の大切さや人間としての生き方、子育てを行うことの意義などを学ぶ教育を推進します。</li><li>・中学生と保護者が性の問題について親子で考え、命の大切さを学ぶ機会や、中学生が乳児とふれあうことにより、母性や父性を育むとともに、子育ての大切さを実感できる機会を提供します。</li></ul>

## (3) 地域における青少年の健やかな育成

### 施策の方向

子どもが楽しく安全に遊ぶことができ、親子や子ども同士、親同士、地域で暮らす各世 代の人々がつながり、交流できる身近で安全・安心な遊び場の充実に努めます。また、豊か な自然環境などの地域資源を活用した各種体験活動の推進、指導者などの人材育成と確保 に努めます。

さらに、家庭、学校、地域、警察などの関係機関と連携し、いじめ・非行などの問題行動に対応する相談・支援体制の充実・強化を図るとともに、青少年育成団体活動の支援、子どもを取り巻く有害な環境の浄化に取り組みます。

施策名	施策の内容
青少年に対する健 康教育・保健指導の 充実	・関係機関と連携した啓発・指導活動を通じて、喫煙・飲酒・薬物乱用についての有害性を訴えていきます。

施策名	施策の内容
子どもの居場所づ くりの推進	<ul> <li>・子どもが楽しく安全に遊ぶことができ、親子や子ども同士、親同士、地域で暮らす各世代の人々が交流できる、憩いの場の確保に努めます。</li> <li>・子どもの居場所として、公民館・図書館・学校などを活用するとともに、各種子ども教室などを開催します。また、指導者研修を実施し、専門的指導者の育成を進めます。</li> <li>・今後も社会情勢や地域の課題などを鑑みながら、地域を担う子どもたちが安心して集える居場所となるよう継続して児童館事業を行います。</li> </ul>
児童公園・緑地の整 備・維持管理	<ul><li>・児童公園・緑地を楽しく快適に利用できるよう、地域住民の協力のもと、適切な環境維持に努めます。</li><li>・遊具の安全点検を定期的に実施します。また、危険な遊具については修繕を行い、必要に応じて撤去も検討します。</li></ul>
多様な体験・交流活 動の充実	<ul><li>・子どもが地域社会で主体的に生活し、ふるさとへの誇りや互いに理解しあう心を育めるよう、自然体験・職業体験など地域環境を生かした体験学習活動を推進します。</li><li>・異年齢児とのふれあいや世代間交流を通じて、人との関わり、人に対する愛情や信頼感を育めるよう、多様な交流活動の機会や場を充実します。</li></ul>
各種指導者・ボラン ティアの育成	・生涯学習活動の一環として、子どもの各種体験活動の指導者やボランティアを育成します。また、地域においてスポーツ活動の振興を 推進するスポーツ推進員などの資質向上に努めます。
青少年育成活動の 推進	<ul> <li>・PTA、子ども会など、子どもに関する活動に取り組む社会教育関係団体や青少年育成団体の活動を支援します。</li> <li>・青少年育成団体との連携のもと、青少年育成に関する地域住民への啓発活動を進めるとともに、非行防止や青少年育成に関係する団体間のネットワークの充実・強化に努めます。</li> <li>・問題行動などを未然に防ぎ青少年の健全な育成を推進するため、少年補導員などによる定期的な巡回指導を実施します。</li> <li>・関係団体との連携のもと、有害図書や看板など、青少年にとって好ましくない社会環境の浄化に取り組みます。</li> </ul>
問題を抱える少年 の居場所づくり	<ul><li>・非行などの問題を抱える子どもにボランティア活動などの社会体験や職業体験などを経験させ、立ち直るための支援を行います。</li></ul>
放課後子ども教室の充実	・放課後の子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)として、学校の余裕教室等を活用し、地域の方々の協力を得て、市内7小学校のうち3小学校で放課後子ども教室を実施しています。現在の放課後子ども教室の継続実施に加え、未実施の小学校での実施や、放課後児童クラブとの一体型の放課後子ども教室の実施検討にあたっては、小学校等関係機関と教育委員会が連携を深め、学校施設の使用計画等について協議していきます。

# 3 仕事と子育ての両立支援

#### (1) 多様な保育事業の提供

#### 施策の方向

安心して子どもを生み育てる環境づくりを進める上で、仕事と子育ての両立支援は大きな課題の一つになっています。

本市においても、仕事と子育ての両立が図れるよう、教育・保育施設の拡充とともに、病 後児保育事業など地域子ども・子育て支援事業の拡充に努めます。

#### 主な施策

施策名	施策の内容
教育・保育施設の	・本計画の第5章
拡充	「子ども・子育て支援事業(事業量の見込みと確保方策)」参照
地域子ども・子育て	・本計画の第5章
支援事業の充実	「子ども・子育て支援事業(事業量の見込みと確保方策)」参照

# (2) 放課後児童クラブの拡充

#### 施策の方向

主に日中保護者が家庭にいない小学生児童を対象に、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図っています。

今後は、受入児童数の適正化を図るため野市小学校、香我美小学校に新たな児童クラブの整備を検討します。

施策名	施策の内容
放課後児童クラブ	・本計画の第5章
の拡充	「子ども・子育て支援事業(事業量の見込みと確保方策)」参照

# (3) ワーク・ライフ・バランスの推進

### 施策の方向

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」と定義されています。

ワーク・ライフ・バランスの推進については、市のみで実現できるものではなく、国・ 県・企業など関係機関と連携しながら取り組みます。

施策名	施策の内容
子育てがしやすい 職場環境づくり	<ul> <li>・仕事と生活の調和の実現に向けた理解と働き方の見直しを進めるため、各種制度や「高知県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の認証制度等について、広報紙やホームページ等を活用し啓発を行うことによって、男女が共に働きやすく、子育てがしやすい職場環境づくりが進むよう市民や企業等の理解を広めるとともに意識の啓発を図っていきます。</li> <li>・企業等の社会的責任として、あらゆる人権問題を解決するための研修・啓発に努め、真に人権が尊重される社会づくりに寄与することを目的に「香南市企業等人権問題連絡協議会」が結成されています。今後も、企業と職員の意識の向上、組織拡大に向けた働きかけを行います。</li> </ul>
就業・再就職の支援	<ul><li>・女性の再就職についての啓発を行うとともに、国や県等関係機関が実施する再就職支援セミナーや相談会等に関する情報提供に努めます。</li><li>・女性が結婚や出産を機に退職することなく就業を継続し、やりがいや充実感を感じながら能力が発揮できるよう、様々な機会をとらえて、啓発や情報提供を行っていきます。</li></ul>
男女共同による子 育ての推進	<ul> <li>・平成31年3月に策定した「第2次香南市男女共同参画基本計画」に基づき、男女が自分らしい生き方を選択でき、すべての年代をとおして仕事と生活(子育て等)の調和が図れるよう、働きやすく子育てがしやすい環境づくりの推進・啓発に努めます。</li> <li>・男女共同参画の視点から、男女が共に協力し、家庭生活を営むことができるよう、固定的な性別役割分担意識の解消と父親の育児参加について講座などを開催し、啓発を行います。</li> </ul>

# 4 親と子の心と体の健康づくり

### (1)母子保健の充実

#### 施策の方向

妊娠中や乳幼児の子育で期は、親が精神的・身体的にも育児不安を抱えやすい時期となり、この時期を対象とした母子保健事業については、認知度・利用度ともに高くなっています。

これからも、親と子の心と体の健康づくりに関する重要な施策として、事業の充実に努めていきます。

施策名	施策の内容
妊婦健診、妊娠・出 産に関する相談支 援体制、学習機会の 充実	<ul> <li>・母子健康手帳発行時の機会を有効活用し、妊娠中の健康管理のための正しい知識の普及と意識啓発の充実、ハイリスク妊婦の早期発見と支援の充実に努めます。</li> <li>・妊産婦の疾病・異常の早期発見や予防、安全な分娩と健康な子どもの出生のため、健診などの充実に努めます。</li> <li>・健康対策課が妊娠中・出産後の相談先であることを周知し、相談・支援を行います。</li> <li>・出産・育児の不安を緩和し、安心して子どもを生み育てることや保護者同士の仲間づくりに資するため、妊産婦や配偶者などを対象とした講座、体験学習などの充実に努めます。</li> <li>・妊娠期からの支援を充実させるため、産科医療機関との連絡会を実施するなど連携に努めます。</li> <li>・妊婦や配偶者を対象としたパパママ教室を総合子育て支援センターで実施し、妊娠期から産後の利用につなげます。</li> </ul>
乳幼児健診、歯科保 健事業などの実施	<ul><li>・乳幼児の健全な発育発達を促進するため、各種健康診査の充実に努めます。また、未受診者に対する受診勧奨に努めます。</li><li>・乳幼児のむし歯予防のため、歯科保健に関する講話等を行い、歯磨きを習慣づけるとともに、2・3歳児健診時のフッ素塗布、保育所や幼稚園でのフッ素洗口などを行います。</li></ul>
乳幼児の健康づく りに関する相談、情 報提供、学習機会の 充実	<ul> <li>・乳幼児健診、育児相談、訪問などにおいて、乳幼児の健康管理や発育・発達、子育てなどの母子保健に関する相談に対応します。</li> <li>・子どもの健康管理や生活習慣、発育・発達など、子育てに関する正しい知識の普及・啓発に努めます。</li> <li>・乳幼児健診や各種子育て講座などにおいて、やけどや誤飲など事故防止対策に関する情報を提供します。</li> </ul>

施策名	施策の内容			
予防接種の実施	・各種感染症の予防のため、定期予防接種を推進します。また、未接種 者に対しては、健診時などを通じて勧奨に努めます。			
地域での健康づく	・心身ともに健康な子どもの育成に向け、保育所・幼稚園・認定こども			
りの推進	園等・学校と家庭、地域などが一体となった取組を進めます。			
夜間・休日、急病時	・休日当番医や高知県救急医療情報センターなど緊急時に対応できる			
の相談先について	医療機関や相談先について、新生児乳児訪問や乳幼児健診等を通し			
の情報提供	て情報を提供します。			





# (2) 思春期保健対策の充実

#### 施策の方向

思春期は、一生のうちでも身体面、精神面の発達や変化が著しい時期となり、思春期の 体や心の健康の問題が、生涯の健康に大きく影響するといわれています。

また、成長過程にある思春期は、大人と子どもの両面を持つ時期となり、保護者をはじめとして学校関係者、地域が、十分理解した上で見守っていくことが必要となります。

スクールカウンセラーや専門相談員等の配置、各種講演会、パンフレットや市広報等を 活用した思春期保健に関する情報提供・普及啓発に取り組みます。

施策名	施策の内容
思春期保健教育の 推進	<ul><li>・思春期講座など、生涯にわたる心身の健康保持に必要な知識や適正な生活習慣などを身につけさせるための健康教育を推進します。また、各学校と福祉保健所の連携を通じて、保健指導を充実させていきます。</li><li>・学校や健康対策課などが連携しながら、命の教育をはじめ、相手を思いやる気持ちの大切さや性感染症など性教育を推進します。</li></ul>
心の悩みに対する 相談支援体制の 充実	<ul> <li>・子どもたちの思春期特有の心の悩みに適切に対応するため、すべての小中学校にスクールカウンセラーを配置し、児童・生徒、保護者、教職員に対するカウンセリングを実施するとともに、必要に応じて個別事例への相談体制を確立し、専門的な立場でアドバイスを行います。</li> <li>・中学生を対象に思春期のこころやSOSの出し方、困ったときの相談窓口等について啓発します。</li> <li>・思春期を迎える子どもの保護者などに対し、関係機関と連携しながら情報の提供に努めます。</li> </ul>

# (3)食育の推進

#### 施策の方向

食べることは、人間が生きていく上で欠かせないものであり、食育は子どもから大人まで、健全な心身を培い、豊かな人間性を育むために不可欠なものとなります。

また、食育の一環として郷土料理や地場産品、地域の食文化を学ぶことは、郷土愛の育成にもつながることから、「第3期香南市食育推進計画」に基づき、「香南市保幼小中食育推進検討委員会」を中心に、栄養教諭・栄養士や食生活改善推進員等と連携した事業を推進し、食育を通じた健康づくりの推進と郷土愛を育んでいきます。

施策名	施策の内容	
乳幼児期における 食育の推進	<ul><li>・乳幼児期からの正しい食生活を身につけていくため、食生活改善に関する地域団体と連携し、子育て中の保護者を対象とする食に関する講座や調理実習、相談指導などを充実します。</li><li>・各種子育て講座などにおいて、子どもの発達段階に応じた食事づくりなど、食育に関する知識の普及に努めます。</li><li>・総合子育て支援センターで月1回「栄養相談」を行います。</li></ul>	
学童期から 思春期における 食育の推進	・「香南市保幼小中食育推進検討委員会」が中心となった事業や、栄養 教諭・栄養士や食生活改善推進員等と連携した事業を推進し、子ど もたちが望ましい食習慣を身につけ、健康に関する知識・理解を深 めるよう取り組みます。	



# 5 子どもと子育て家庭にやさしい環境づくり

## (1) 子どもと子育てに配慮したまちづくりの推進

# 施策の方向

すべての家庭が、ゆとりを持って子どもを生み育てることができる環境づくりに向け、 環境美化活動、交通安全施設の整備、子育て家庭に配慮した施設整備等に取り組みます。

施策名	施策の内容		
ゆとりとうるおい ある住環境の整備	・子どもの健全育成の場として、ゆとりとうるおいのある住環境を確保するため、美しい景観づくりや河川などの保全、美化・緑化・花いっぱい運動などを進めます。		
交通安全施設の 整備	・関係機関との連携のもと、歩道、防護柵、道路反射鏡、道路標識、区 画線などの交通安全施設を整備して交通事故の防止を図り、安全で 快適な生活環境の整備を進めます。		
ひとにやさしい まちづくりの推進	<ul><li>・妊産婦、乳幼児を含む、すべての人が暮らしやすいまちづくりを進めます。</li><li>・「高知県ひとにやさしいまちづくり条例」について、市民や事業主などへの普及・啓発を進めるとともに、条例に基づいた公共施設の整備を行います。</li></ul>		
バリアフリー関連 情報の提供	・公共施設などにおける授乳施設や親子トイレなどに関する情報を、 ホームページや子育て情報サイト(香南キッズ)などを通じて提供 します。		



# (2) 子どもの安全の確保

### 施策の方向

近年、子どもを狙った犯罪が全国的に増加しています。地域の子どもたちは、地域で守るという意識を高めていくとともに、警察等と連携しながら、犯罪の未然防止、早期対応を行うことで、子どもを犯罪から守るまちづくりを推進します。

また、交通安全の推進として、保育所、幼稚園、小中学校での交通安全教室の開催、通学路の危険箇所の安全点検や交通安全街頭指導等に取り組みます。

# 主な取組

施策名	施策の内容
交通安全対策の推 進	<ul> <li>・子どもたちに対する安全教育の一環として警察や交通指導員などと連携し、保育所、幼稚園、認定子ども園等小中学校において、計画的に交通安全教室等を実施することで、子どもたちの交通安全に対する意識の高揚を図ります。</li> <li>・保護者会、PTA、地域の住民組織による交通安全街頭指導などを進めます。</li> <li>・交通安全母の会、保護者会による通学路の危険箇所調査や安全点検を行うとともに、街中やスクールゾーンにおける安全対策を実施します。</li> </ul>
子どもを見守る活動の推進	<ul> <li>・地域の住民組織を通じて、日頃から地域の子どもたちを地域の人が見守る意識を高めていくとともに、地域住民ができる時にできる範囲で子どもを見守るサポーター制度など、子どもがいつも地域の人に見守られている環境をつくっていきます。</li> <li>・専任のスクールガードリーダーにより登下校時の巡回を行うなど、防犯活動を推進します。</li> <li>・世界保健機構(WHO)にて、日常生活に支障をきたすほどゲームに没頭する「ゲーム障害」が、新たな依存症として認定されるなど、SNS等を通じたトラブルや犯罪被害が低年齢化しています。これらの社会情勢から、子どもたちを守るために、学校・家庭や地域社会が一体となった体制づくりに努めます。</li> </ul>
学校における安全 教育、安全確保対策 の充実	<ul> <li>・すべての保育所、幼稚園、認定こども園等、小中学校の危機管理マニュアル(保育所・幼稚園防災マニュアル、危機管理マニュアル・学校防災マニュアル)に基づき、避難訓練や不審者対策訓練等を実施することで、危機管理体制を強化していきます。</li> <li>・児童・生徒や保護者が安心して防犯に関する相談ができる体制や、不審者情報に関する防犯情報をタイムリーに配信できる体制を充実させ、保護者や地域を巻き込んだ地域住民参加型の防犯体制を整備します。</li> </ul>
防犯灯のLED化 の促進	・子どもたちの安全確保や生活環境の向上を図るため、防犯灯のLE D化を促進します。

# 6 配慮を必要とする子どもと家庭への支援

#### (1) 児童虐待防止対策の推進

#### 施策の方向

児童虐待の背景には、家庭の抱える社会的、経済的、心理的な問題に加え、地域の子育て 力の低下等が起因していると考えられています。

家庭の養育力を高めることが虐待の未然防止につながることから、養育に問題を抱える リスクの高い家庭を妊娠期から早期に把握し、養育支援が必要な家庭に対する相談、情報 提供、訪問支援等に取り組みます。

また、子育で中の親の孤独感や不安感を緩和するためにも、世代間交流等を推進することで、地域の子育で力を向上させるとともに、子育で家庭の交流の場、育児相談、情報提供の場の拡充に努めます。

さらに、香南市要保護児童対策地域協議会の調整機関である福祉事務所を中核として、 庁内関係部署、地域の保健・医療・福祉・教育関係団体、警察、児童相談所、福祉保健所な どの専門機関との連携を強化し、児童虐待の早期発見・早期対応に努めます。

施策名	施策の内容
児童虐待防止など 要保護児童対策の 推進	<ul> <li>・「香南市要保護児童対策地域協議会」の取組として、庁内関係部署、地域の保健・医療・福祉・教育関係団体、警察、児童相談所、福祉保健所などの専門機関との連携を強化し、児童虐待の早期発見から発見後の養育支援までの要保護児童にかかる総合的な対応に努めます。</li> <li>・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業を活用して、要保護児童対策地域協議会の調整機関職員は児童福祉司任用資格を取得し、さらに虐待対応研修を受講して児童虐待への専門性向上を図り、虐待防止に取り組みます。</li> </ul>
児童虐待に関する 情報提供、相談体制 の充実	<ul><li>・市広報やパンフレットなどの媒体を活用し、児童虐待防止に関する情報を提供し、市民の関心を喚起します。</li><li>・乳幼児健診や訪問指導など母子保健事業を通じて、虐待の早期発見や子育て不安の軽減を図り、虐待防止に取り組みます。</li></ul>

# (2) ひとり親家庭への支援体制の充実

#### 施策の方向

近年、本市においてもひとり親家庭は増加傾向にあります。

国においては、ひとり親家庭をめぐる状況の変化を踏まえ、平成26年4月に「母子及び 寡婦福祉法」を改正し、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」と改め、ひとり親が仕事と子育 てを両立しながら経済的に自立し、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、また、 「子どもの貧困」対策にも資するよう、ひとり親家庭への支援施策を強化しました。

本市においても、ひとり親家庭への相談支援体制の充実、経済的支援、就労支援といった各施策について、関係機関と連携しながら総合的に推進していきます。

施策名	施策の内容
ひとり親家庭に対 する相談体制、子育 てや生活に関する 支援の充実	<ul><li>・高知県女性相談支援センターなど関係機関との連携のもと、家庭相談員による相談支援体制を充実し、ひとり親家庭などの自立に必要な相談・指導に努めます。</li><li>・ひとり親家庭の生活基盤を安定させ、社会的、経済的自立を支援するため、児童扶養手当や母子父子寡婦福祉資金貸付制度などの普及啓発を行うとともに、就労支援を行います。</li></ul>
ひとり親家庭自立 支援給付事業の充 実	<ul> <li>・高等職業訓練促進給付金については、児童扶養手当を受給しているか同程度の所得水準にある方を対象に、定められた資格を取得するために1年以上のカリキュラムを受講される場合、受講期間中の生活費や入学費などの経費の一部を助成します。</li> <li>・自立支援教育訓練給付金については、上記と同一の所得水準の方を対象に、資格や技能を取得するため、認められた一定の講座等を受講される際、支払った受講料などの経費の一部を助成します。</li> </ul>

# (3) 障害のある子どもと家庭への支援の充実

#### 施策の方向

発達障害をはじめ、様々な障害のある子どもが増加傾向にある中で、障害や発達の遅れ を早期に発見することが重要になっています。

市が実施している各事業を通じて、発達の遅れや心身に障害のある子どもの早期発見に 努めるとともに、高知県中央東福祉保健所、高知県立療育福祉センターなどの関係機関と 連携を図りながら保護者支援の充実に取り組みます。

また、「香南市障害福祉計画(香南市障害児福祉計画を含む)」に基づき、障害のある子ど もが住み慣れた地域で学び、生活していくことができるよう支援するとともに、地域の障 害に対する理解の普及・啓発に取り組みます。

施策名	施策の内容
障害の早期発見、早 期支援	・乳幼児健診などにより、発達の遅れや心身に障害のある乳幼児の早期発見に努め、高知県中央東福祉保健所、高知県立療育福祉センターなどの関係機関と連携しながら、保護者支援の充実に取り組みます。
障害福祉サービス や相談支援体制の 充実	<ul> <li>・障害のある子どもを対象とする各種生活支援事業、福祉サービスの 円滑な実施・提供に取り組みます。</li> <li>・障害のある子どもやその家族にとって、身近な相談窓口となるよう、 専門的相談、身近な生活に関する相談などに対応できる体制を充実 します。</li> <li>・地域社会への参加において、より関係機関との連携を図るとともに、 課題に対する障害者施策等の展開について協議していきます。</li> </ul>
発達障害のある子 どもに関する相談 支援	・母子保健事業や各種子育て相談、教育相談、スクールカウンセラー事業などを通じて、発達障害のある子どもに関する相談支援活動を推進します。
特別支援保育の推 進	・保育所・幼稚園・認定こども園等に対する専門相談員による相談支援 体制を充実し、家庭、専門機関などとの連携を密にしながら、一人ひ とりの障害の状態に応じたきめ細やかな特別支援保育を実施しま す。
就学指導、特別支援 教育の推進	<ul><li>・関係機関との連携のもとに適切な就学指導を進め、一人ひとりの障害の種別と程度にあった教育課程の編成を行い、教育的ニーズに応じた特別支援教育を推進します。</li><li>・障害のある子どもたち一人ひとりに適切な指導が行われるよう、特別支援教育支援員の配置や特別支援教育にかかわる研修を充実するなど、支援体制を整えます。</li></ul>

#### (4) 経済的困難を抱える家庭への支援の充実(子どもの貧困対策計画)

#### 施策の方向

子どもの貧困問題への関心が高まっており、子どもの貧困問題について正しい理解と、 さまざまな課題と関連性があることを啓発することが必要です。

子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正及び大綱の見直しなどを踏まえながら、子どもに届く支援施策をこれまでの子育て支援施策と連動させて検討・推進していくことが求められており、子どもたちが、生まれ育った家庭の経済状況にかかわらず、未来への希望を持ち、自立する力を伸ばすことのできる機会と環境を提供します。

#### 主な施策

- 児童手当
- 乳幼児等医療費助成制度
- 保育料減免
- · 香南市多子世帯保育料等軽減事業
- ・就学(園)援助
- 奨学資金

- ・ひとり親家庭医療費助成制度
- 児童扶養手当
- · 母子父子寡婦福祉資金貸付制度
- ・ひとり親家庭自立支援給付事業
- ・寡婦(夫)控除のみなし適用
- ・香南市チャレンジ塾事業

#### (5) 子育て中の外国人家庭への支援・配慮

#### 施策の方向

国際化の進展に伴い、海外から帰国した子どもや両親が国際結婚であるなどの外国人の 家庭や子どもの増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑に就園し、必要な施設の 利用ができるよう、保護者及び教育・保育施設等に対し、必要な支援を行います。

#### 主な施策

宗教的な配慮が必要な児童・生徒への給食時の対応は、「食物アレルギー対応基本方針」 に準じることとし、取り組み事例・ポイントを全公立小・中学校に通知し、各校の実情に応 じた対応にあたります。

また、市内の小・中学校に配置しているALTは、5歳児のいる保育所・幼稚園にも年に数回出向いており、外国人の児童・生徒等が学校生活を満喫し、学習に向き合える環境を整えます。

# 第5章 子ども・子育て支援事業の見込みと 確保方策

# 1 子ども・子育て支援新制度における給付・事業の全体像

新制度は大きく「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に分かれ、市町村が実施主体とされています。また、教育・保育の無償化により、施設等利用給付が新設され、施設等利用費が支給されます。

# 制度における給付・事業の全体像

# 

子どものための現金給付(児童手当)

#### Ⅱ 地域子ども・子育て支援事業

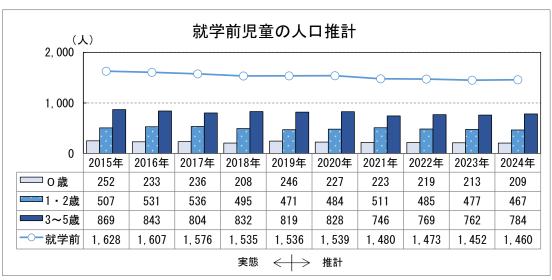
- 1) 利用者支援に関する事業
- 2) 時間外保育事業(延長保育事業)
- 3)①放課後児童健全育成事業②放課後子ども教室
- 4) 子育て短期支援事業(子どもショートステイ)
- 5) 幼稚園預かり保育
- 6) 一時預かり保育、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)
- 7) 乳児家庭全戸訪問事業(新生児等訪問指導)
- 8) 養育支援訪問事業および要保護児童対策地域 協議会その他の者による要保護児童等に対する 支援に資する事業
- 9) 地域子育て支援拠点事業
- 10) 病児・病後児保育事業 (病後児保育事業)
- 11) 妊婦健康診査
- 12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

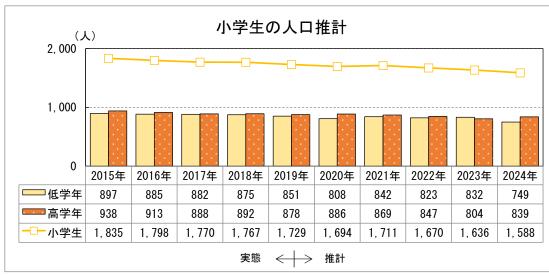
# 2 教育・保育提供区域の設定

第1期計画においては、市全体をひとつの目安として保育や子育て支援サービスの整備を進めてきました。また、子育て支援拠点事業や一時預かり事業、延長保育事業などの地域子ども・子育て支援事業にも原則的には共通の設定となることや、将来的な人口推移などに柔軟に対応できることなども考慮して、本計画においても、教育・保育提供区域を1区域(全市)とします。

# 3 児童人口の見込み

平成27年から平成31年(各年3月末日現在)の男女別各歳別人口を基に、コーホートセンサス変化率法により人口推計を行いました。児童人口は減少傾向で推移し、計画期間の5年間で、就学前児童で79人、小学生で106人減少する見込みとなっています。





# 4 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

# (1) 認定区分等

子どものための教育・保育給付や子育てのための施設等利用給付の利用を希望する保護者に、利用のための認定(保育の必要性の認定)を受けていただきます。認定は6つの区分となっており、認定に応じて施設や事業などの利用先が異なります。

5	支給認定区分	対象となる子ども	利用できる主な施設・事業		
数	1号認定	新制度幼稚園等のみを希望する満3 歳以上の就学前の子ども	幼稚園 認定こども園 教育保育時間		
教育・保育	2号認定	満3歳以上で保護者の就労や疾病な どにより、家庭での保育が困難な子ど も	認可保育園 認定こども園 保育短時間・保育標準時間		
給付	3号認定	満3歳未満で保護者の就労や疾病な どにより、家庭での保育が困難な子ど も	認可保育園 認定こども園 地域型保育事業 保育短時間・保育標準時間		
	新1号認定	満3歳以上の小学校就学前子どもで あって、新2号認定子ども・新3号認 定子ども以外のもの	幼稚園、特別支援学校等		
施設等利用給付	新2号認定	満3歳に達する日以後最初の3月 31日を経過した小学校就学前子どもであって、保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども	認定こども園、幼稚園、特別支援学校(満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号)		
	新3号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであって、保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子どもの内、保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの	認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業(2歳児まで新3号、3歳児からは新2号)		

#### (2) 認定基準

保育の利用については、保育を必要とする事由、保育を必要とする時間(保護者の就労時間)、その他に優先すべき事情などにより、総合的に判断を行います。

#### 認定基準

#### ■保育を必要とする事由

就労(学)、妊娠・出産、保護者の疾病・障害、同居親族等の介護・看護、災害復旧等

#### ■保育時間

主にフルタイムの就労を想定した長時間利用である「保育標準時間」及び主にパートタイム の就労を想定した短時間利用である「保育短時間」の2種類

■入所を優先する事情

ひとり親家庭・生活保護世帯・虐待やDVのおそれがあるなど社会的養護が必要な場合など

#### (3) 計画期間の量の見込みと確保方策

幼児期の教育・保育の量の見込みについては、国の示した計算式で算出するとともに、 実態から大きくかい離したサービスについては、これまでの利用実績、ニーズ調査結果、 人口推計等から認定区分ごとの量の見込みを算出しました。

確保方策(供給体制)については、平成31年4月現在、公立幼稚園が4か所、公立保育 所が7か所あるとともに、認定こども園が1か所、地域型保育事業所が5か所あります。

供給体制については、量の見込みに対した供給が可能となっており、今後も供給体制の 確保に努めます。

#### (4)子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、給付方法について検討します。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、高知県に対して協力を要請することができることを踏まえ、高知県との連携や情報共有を図りながら、適切な取り組みを進めていきます。

# ①3歳以上の子ども

# 教育を希望する子ども【1号認定】

		令和 2年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	
量の見込み 1 号認定		294人	265人	273人	270人	278人	
確	市内	幼稚園 (特定教育・保育施設)	595人	595人	595人	525人	525人
確保方策	確保方法	認定こども園 (特定教育・保育施設)	12人	12人	12人	82人	82人
確保量計		607人	607人	607人	607人	607人	
過不足の状況				供給可能			

# 保育を希望する子ども【2号認定(保育所)】

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み2号認定(保育所)		504人	454人	468人	464人	478人
確 保 方	保育所(特定教育・保育施設)	579人	579人	579人	539人	539人
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	44人	44人	44人	84人	84人
策	確保量計	623人	623人	623人	623人	623人
過不足の状況				供給可能		-



# ②3歳未満の子ども

<0歳児> 3号認定

			令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み3号認定(0歳児)		59人	58人	57人	56人	54人	
	保証	育所(特定教育・保育施設)	36人	36人	36人	30人	30人
確	認定こども園 (特定教育・保育施設)		12人	12人	12人	18人	18人
保方		地域型保育	30人	30人	30人	30人	30人
策		合計	78人	78人	78人	78人	78人
		利用率	34. 4%	35.0%	35. 6%	36.6%	37. 3%
	過不足の状況				供給可能		

# <1・2歳児> 3号認定

			令和 2 年度	令和 3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量(	量の見込み3号認定(1・2歳児)		330人	349人	331人	326人	319人
	市	保育所 (特定教育・保育施設)	322人	322人	322人	280人	280人
確	内施設	認定こども園 (特定教育・保育施設)	24人	24人	24人	66人	66人
確保方策	設	地域型保育事業	60人	60人	60人	60人	60人
朿		合計	406人	406人	406人	406人	406人
		利用率	83. 9%	79.5%	83. 7%	85. 1%	86. 9%
		過不足の状況	供給可能				

# 5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

量の見込みについては、教育・保育と同様に、原則、国から示された「算出の手引き」 に従い推計しました。ただし、基本指針においても「地域の実情にあわせて見込むことが 可能」とされていることから、国の手引きによる量の見込みが実態と大きくかい離した場 合には、ニーズ調査結果や過去の実績値から量の見込みを算出しました。

## (1) 利用者支援事業

児童やその保護者、または妊娠している方が保育所・幼稚園・認定こども園等の施設選択や、一時預かり事業、放課後児童クラブ等地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談や助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施する事業です。

#### 事業形態

- ◎基本型 (独立した事業として行われている形態)
- ◎特定型(行政の一環として行われる側面が強い形態)
- ◎母子保健型(保健師等の専門職により保健センター等において行われる形態)

#### 現状

平成28年4月から健康対策課に母子保健型の「子育て世代包括支援センター」を設置しています。専任の母子保健コーディネーターを配置し、妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談やサポート等の支援体制を構築してきました。

#### 量の見込みと確保量

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		1か所	1か所	1か所	1か所	1 か所
基本型 特定型		Oか所	Oか所	O か所	Oか所	Oか所
母子保	.健型	1か所	1か所	1か所	1か所	1 か所
確保量		1 か所				
過不足の状況				供給可能		

#### 確保方策

妊娠期から子育て期の妊娠、出産、子育て等に関する様々な悩みに対応するため、引き 続き保健師等が妊産婦への相談支援を実施し、切れ目のない支援体制を構築するとともに、 医療機関や関係機関と連携した支援を図ります。

# (2) 時間外保育事業 (延長保育)

保育認定を受けた児童について、保護者の就労時間等により、保育所等における 11 時間の開所時間を超えて、保育時間を延長する事業です。

# 現 状

平成31年4月現在、すべての保育所及び認定こども園等(11か所)で延長保育を実施しています。

#### 量の見込みと確保量

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	192 人	185 人	184 人	182 人	183 人
確保量	192 人	185 人	184 人	182 人	183 人
実施か所数	11 か所				
過不足の状況			供給可能		

### 確保方策

今後も、実施可能なすべての保育所及び認定こども園等で実施していきます。

# (3) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

共働き家庭など留守家庭の児童に対し、放課後や長期休業中に学校の余裕教室などで、 適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業です。

#### 現状

平成29年度より佐古小学校第二児童クラブ、野市東小学校第二児童クラブ、若杉児童クラブが新たに受け入れを始め、平成31年度より野市東小学校第一児童クラブが受け入れを再開したため、合計10か所で実施しています。平成31年度で406人の児童が利用しています。

#### 量の見込みと確保量

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量	量の見込み		462 人	480 人	463 人	459 人	434 人
	但	<b>5</b> 学年	362 人	384 人	370 人	371 人	335 人
		1 年生	143 人	175 人	143 人	148 人	129 人
		2年生	120 人	112 人	137 人	112 人	116 人
		3年生	99 人	97 人	90 人	111 人	90 人
	青		100 人	96 人	93 人	88 人	99 人
		4 年生	69 人	65 人	63 人	59 人	72 人
		5年生	23 人	23 人	22 人	21 人	20 人
		6年生	8人	8人	8人	8人	7人
矷	確保量		440 人	480 人	480 人	480 人	480 人
過不足の状況		足の状況	▲22 人		供給	可能	

## 確保方策

受入児童数の適正化を図るため野市小学校、香我美小学校に新たな児童クラブを整備します。また、放課後児童クラブ(公営)の開所時間延長について、地域の実情や保護者の要望等を踏まえて検討します。その他、岸本地区、吉川小学校区、野市小学校区では「放課後子ども教室」を継続して実施し、赤岡・吉川両市民館(隣保館)の「児童館事業」についても引き続き実施していきます。

# (4)子育て短期支援事業

保護者の病気や仕事などの理由により、家庭において子どもを養育することが一時的に 困難になった場合に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行う事業で、次の 2つがあります。

#### ◎短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)

児童の保護者が、病気や仕事、出産、育児疲れなどで一時的に養育することができなくなった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合に、 児童養護施設等で預かる事業で、7日間を限度に利用できます。(宿泊を伴います。)

#### ◎夜間養育等事業 (トワイライト事業)

保護者の仕事等の理由により、平日の夜間または休日に不在となり、養育が困難となった児童を、通所により児童養護施設等で預かる事業で、2か月を限度に利用できます。

#### 現状

本市には、児童養護施設が1か所(愛童園)あります。また、市外の児童養護施設1か 所(博愛園)、母子生活支援施設2か所(ちぐさ、安芸和光寮)、乳児院1か所(高知聖園 ベビーホーム)にも委託して短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)を実施してい ます。夜間養育等事業(トワイライト事業)については実施していません。

#### 量の見込みと確保量

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	23 人日				
確保量	23 人日				
実施か所数	5 か所				
過不足の状況			供給可能		

#### 確保方策

現在、児童養護施設2か所、母子生活支援施設2か所、乳児院1か所と利用委託契約を しており、今後も契約を継続し、十分な施設の確保を図ります。

# (5) 乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)

生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境 等の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業です。

## 現状

「出生届」を提出した方を対象に、保健師等が家庭訪問を行い、子育てに役立つ情報を届けています。平成30年度での「こんにちは赤ちゃん事業」における訪問率は99%となっています。

# 量の見込みと確保量

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	227 人	223 人	219 人	213 人	209 人

### 確保方策

引き続き、保健師が全数を対象とし新生児訪問と兼ねて「こんにちは赤ちゃん事業」を 実施します。



# (6)養育支援訪問事業

養育支援が必要な家庭を訪問等により把握して、保護者の育児、家事等の養育力を向上 させるために必要な支援を行う事業です。

## 現状

訪問面談等により把握した子育でに不安や困難感、孤立感を抱える保護者や虐待のおそれやリスクの高い家庭に対して、保健師等が支援計画を作成し、それに基づき委託先の社会福祉協議会がヘルパーを派遣して育児や家事援助を実施します。

## 量の見込みと確保量

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	5人	5人	5人	5人	5人

### 確保方策

引き続き、香南市社会福祉協議会に養育支援訪問事業を委託し、事業を実施します。



#### (7)子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

調整機関職員が虐待対応研修を受講し専門性向上を図るなど、虐待防止に取り組みます。

#### (8) 地域子育て支援拠点事業

主に乳幼児及び保護者を対象に、公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、育児不安などについての相談・指導、子育てサークル等への支援、子育てに関する情報提供、育児講習等の事業を行い、地域の子育て家庭に対する支援を行う事業です。

#### 現状

本市では、これまで各町の子育て支援センター(拠点 5 か所)で実施していましたが、令和元年 7 月 1 日に香南市総合子育て支援センター「にこなん」が開設されたことにより、拠点 1 か所、広場 4 か所(野市幼稚園子育て支援センターは廃止)で実施しています。

#### 量の見込みと確保量

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	7, 480 人回	7,722人回	7,406 人回	7, 259 人回	7, 112 人回
確保量	7, 480 人回	7,722人回	7,406 人回	7, 259 人回	7, 112 人回
実施か所数	拠点1か所 広場4か所	拠点1か所 広場4か所	拠点1か所 広場4か所	拠点1か所 広場4か所	拠点1か所 広場4か所
過不足の状況	供給可能				

#### 確保方策

利用者のニーズや子育て家庭の課題を探り、妊娠期からの切れ目のない、きめ細やかな サービスができるよう、総合子育て支援センターの事業展開を関係機関と連携をとりなが らスムーズに進めていきます。

# (9) 一時預かり事業

#### ①幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(幼稚園型)

幼稚園が在園児を対象に、通常の教育時間の前後や、土曜、長期休業中に教育活動を行う事業で、現在の「預かり保育」です。今後、幼稚園が認定こども園に移行して保育認定を受けた子どもを受け入れ、施設型給付を受けることになるものを除き、新制度においては、一時預かり事業として実施されます。

#### 現状

平成29年度より全公立幼稚園において預かり保育を実施しており、利用率も増えています。また、認定こども園のいち幼稚学園においても1号認定の子どもが利用しています。

#### 量の見込みと確保量

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
H	量の見込み	23, 270 人日	20,965 人日	21,611 人日	21, 415 人日	22,033 人日
	1号認定	23, 270 人日	20,965 人日	21,611 人日	21, 415 人日	22,033 人日
	2号認定	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
石	在保量	23, 270 人日	20,965 人日	21,611 人日	21, 415 人日	22,033 人日
実施か所数		5か所	5 か所	5 か所	5か所	5 か所
過不足の状況				供給可能		

#### 確保方策

預かり保育の利用周知に向け、広報やホームページへの掲載及び各施設の入所・入園説明会での案内等を行います。また、保護者が安心して預けることのできる受入環境及び体制の充実を図ります。

## ②保育所における未就園児を対象とした一時預かり(一般型)

保護者の病気等により、家庭において一時的に保育を受けることが困難となった児童を 保育所等で受け入れ、保育を行う事業です。

### 現状

現在3か所の保育所で一時預かり事業を行っています。受け入れ枠は、香我美おれんじ 保育所で6人、夜須保育所で3人、赤岡保育所で3人となっています。

#### 量の見込みと確保量

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,218 人日	1, 180 人日	1, 185 人日	1, 179 人日	1, 180 人日
確保量	1, 218 人日	1, 180 人日	1, 185 人日	1, 179 人日	1, 180 人日
実施か所数	3 か所				
過不足の状況			供給可能		

#### 確保方策

3保育所の預かり保育内容を共有しながら、事業内容の向上を図るとともに、今後も利 用促進を図ります。

# (10) 病児・病後児保育事業

児童が発熱等の急な病気になった場合に、病院・保育所等に付設された専用スペースに おいて、看護師等が一時的に保育を行う事業です。

## 現状

本市では、令和元年7月1日から香南市総合子育て支援センター「にこなん」内で病後 児保育(生後6か月から小学6年生までを対象)を実施しています。

また、赤岡保育所、香我美おれんじ保育所、佐古保育所、夜須保育所、野市保育所で体調不良時対応多型を実施しています。

#### 量の見込みと確保量

#### 【病児·病後児対応型】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	36 人日				
確保量	720 人日				
実施か所数	1 か所				
過不足の状況			供給可能		

#### 【体調不良児対応型】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	444 人日	444 人日	444 人日	444 人日	444 人日
確保量	444 人日	444 人日	444 人日	444 人日	444 人日
実施か所数	5か所	か所 5か所 5:		5 か所	5 か所
過不足の状況	供給可能				

#### 確保方策

実績推移を見守りながら、適宜、医療機関等と検討を行い確保策に努めます。

# (11) 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)

乳幼児や小学生の児童のいる子育で家庭を対象に、育児の支援を受けることを希望する 人と、育児の援助を行うことを希望する人が会員登録をし、会員相互間で育児の援助を行 う事業です。

# 現 状

本市では、平成 28 年 11 月から「こうなんファミリー・サポート・センター」を開設しています。平成 30 年度の会員数は、提供会員 28 人、依頼会員 45 人、両方会員 1 人となっています。

# 量の見込みと確保量

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		128 人日	130 人日	126 人日	124 人日	121 人日
	低学年	61 人日	64 人日	62 人日	63 人日	57 人日
	高学年	67 人日	66 人日	64 人日	61 人日	64 人日
確保量		128 人日	130 人日	126 人日	124 人日	121 人日
ij	過不足の状況	供給可能				

#### 確保方策

今後は、制度を広く市民に周知し、事業の利用が円滑になるように会員登録を促すとと もに、安心して利用できるようにサポート体制を充実していきます。

# (12) 妊婦健康診査事業

母子保健法第 13 条の規定により、香南市に住所を有する妊婦を対象に、安心して妊娠・ 出産を迎えることができるように、妊婦の健康診査にかかる費用の一部を助成し、経済的 な負担を軽減する事業です。

## 現状

県内の医療機関に委託して、妊婦一人に対して 14 回まで費用の助成をしており、平成 30 年度は延べ 2,598 人の利用実績となっています。

#### 量の見込みと確保量

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	2,621 人	2, 574 人	2,528 人	2, 459 人	2, 413 人

#### 確保方策

必要量を提供する体制はできており、今後は、関係機関との連携を図りながら、届出時の面接や広報などを通じた受診勧奨を行い、受診率の向上に努めます。



# (13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

実費徴収に係る補足給付を行う事業は、保護者の収入その他の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事の参加に要する費用等を助成する事業です。

#### 確保方策

実費徴収に係る補足給付を行う事業については、今後、国が示す対象範囲と上限額に基づき、低所得者に対しては、公費による負担軽減を実施します。

# (14) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

多様な事業者の参入促進・能力活用事業は、特定教育・保育施設等への民間事業者の参 入の促進に関する調査研究や、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設 等の設置または運営を促進するための事業です。

#### 確保方策

多様な事業者の参入促進・能力活用事業については、教育・保育及び地域型保育の「量の見込み」を的確に把握し、新規参入の必要性が生じた場合には、新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、新規施設等に対する実施支援、相談、助言等の実施を検討します。

# 6 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保方策

#### (1)教育・保育の一体的な提供の推進

本市では、生きる力を支える確かな学力をはじめ、人間関係づくりの基礎となるコミュニケーション能力、規範意識、自尊感情など、子どもたちが生きていくうえで必要な資質・能力を育成する「香南市保幼小中連携カリキュラム」を作成し、市内すべての保育所、幼稚園、認定こども園等、小中学校が緊密に連携しながら、子どもたちの学びと育ちを連続させる保幼小中連携(一貫)教育を推進しています。

また、教育・保育施設及び地域型保育事業相互の連携推進について協議・検討していきます。

# (2) 認定こども園の推進

認定こども園は、就学前教育・保育を一体として捉え、一貫して提供する新たな枠組みとして、幼稚園機能と保育所機能を併せ持ち、地域における子育て支援機能を果たすことが義務付けられている施設で、市内には1か所(のいち幼稚学園)設置されています。

身近な地域で教育・保育を受けることができるよう、地域の実情や既存施設の状況等を 踏まえて検討するなど幼保一体型施設(認定こども園)の普及について、引き続き検討を 行います。

#### (3) 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実

乳幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期であることに留意し、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置などを検討し、 発達段階に応じた質の高い教育・保育が適切に提供されるよう努めます。

また、子どもの最善の利益が実現される社会を目指し、地域社会ですべての子育て家庭 を支えていけるよう、子育て支援施策を推進していきます。

#### (4) 保育士等の質の向上

質の高い教育・保育を提供するためには、幼稚園教諭・保育士・保育教諭の専門性や経験が重要になります。幼稚園教諭と保育士、保育教諭の合同研修の開催や人事交流を通じて、教育・保育の共通理解を深め、実践につなげます。

また、保育サービスの充実のためには、幼稚園教諭と保育士、保育教諭の確保が不可欠であることから、資格を有しているものの働いていない人への呼びかけや、就労環境を整えていきます。

# 第6章 計画の推進

# 1 推進体制

本計画は、国や県との連携や協力はもちろんのこと、市民をはじめ地域や関係団体、事業者等が子どもの立場に立って、それぞれ役割を担い、協働して計画の実現を目指すものとします。

#### 家庭の役割

家庭は、子どもの人間形成や基本的な生活習慣を養う基本的な場であるとともに、親は 次代を担う子どもを育んでいく第一義的責任を負っています。

親は、子どもを養育する主体者であるという自覚を持ち、助け合いながら、家庭として の責任を果たしていきます。

#### 教育・保育施設等の役割

保育所、幼稚園、認定こども園等、児童館、学校等は、子どもの学びや育ちの場として 重要な役割を担っています。その専門的知識や技術を活用し、地域における学びや保育、 子育て支援の拠点としての役割を果たしていきます。

#### 企業等の役割

ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、企業等の役割は重要です。企業等は、 就労者が仕事と子育てを両立させつつ、その能力や経験を生かすことができる職場環境の 整備に努めます。

# 地域社会の役割

地域住民や地域団体・組織等は、子どもは地域の宝であり、子育てを地域全体で担わなければならないと認識し、それぞれの個人や団体が持つ特性や専門的機能を発揮して、子育て家庭を見守り、支援する役割を果たすよう努めます。

#### 市の役割

国や県と連携して、すべての子どもが健やかに生まれ育つ環境整備と子育て家庭の個々のニーズに応じた適切な支援を行うため、各施策を総合的・計画的に推進します。

また、家庭、学校、企業、地域団体・組織等がそれぞれの役割を十分に果たせるよう、情報提供や相談支援などを行います。

# 2 計画の広報・啓発

本計画は、策定すれば終了という訳ではありません。関係者が協働して計画の実現を目指すため、市民や関係団体・組織、企業等に対して様々な媒体や機会を活用して積極的に広報を行うなど、計画内容の周知に努めます。

# 3 計画の進捗管理

担当課を中心に、関係部局と連携しながら執行体制を強化し、本計画の確実な運営と推進のため、定期的に進捗状況等を確認しながら、その都度必要な改善を図るなど、PDC Aサイクル【Plan(計画)—Do(実施・実行)—Check(検証・評価)—Action(改善)】のプロセスを踏まえた計画の進捗管理に努めます。

また、本市では、計画の策定に向けて、学識経験者、教育・保育事業者、地域の子育て 関係団体等及び子どもの保護者で組織する「香南市子ども・子育て会議」を設置し、議論 を行ってきましたが、計画の進捗状況の点検・評価についても、同会議において継続的に 審議を行います。

Act (改善) (計画) Check (評価) (実行)

**PDCAサイクルのイメージ** 

# 資料編

# 1 策定経緯について

年月日	内 容	
平成30年11月26日	平成30年度 第1回 香南市子ども・子育て会議 【協議事項等】 1.「香南市子ども・子育て支援計画」の変更について 2. 新設の特定教育・保育施設(小規模保育事業B型)の認可について 3.「香南市子ども・子育て支援計画の」の進行管理について 4.「第2期香南市子ども・子育て支援計画」策定に関するニーズ調査(案) について 5. その他	
平成30年12月19日 ~平成31年1月11日	子ども・子育て支援に関するアンケート調査の実施	
令和元年8月29日	令和元年度 第1回 香南市子ども・子育て会議 【協議事項等】 1. 特定地域型保育事業者の確認について(4件) 2. 「香南市子ども・子育て支援計画」の変更について 3. 「香南市子ども・子育て支援計画」の進行管理(H30実績)について 4. 「第2期香南市子ども・子育て支援計画」計画策定の流れについて 5. その他	
令和2年1月9日	令和元年度 第2回 香南市子ども・子育て会議 【協議事項等】 1.「第2期香南市子ども・子育て支援計画」の素案たたき台の検討について 2. その他	
令和2年1月21日 ~令和2年2月3日	パブリックコメントの実施	
令和元年度 第3回 香南市子ども・子育て会議 【協議内容等】 1.「第2期香南市子ども・子育て支援計画」の案の検討、決 2. その他		

# 2 香南市子ども・子育て会議条例

#### 香南市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 14 日 条例第 33 号

#### (趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。) 第77条第1項の規定に基づく香南市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。) の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

#### (組織)

- 第3条 子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。
- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 学識経験者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

#### (委員の任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間と する。
- 2 委員は、再任されることができる。

#### (会長及び副会長)

- 第5条 子育て会議に会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 子育て会議に副会長を置き、会長の指名により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。
- 4 会長は、子育て会議の会議の議長となる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

#### (会議)

- 第6条 子育て会議は、会長が招集する。
- 2 子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させて、その 説明及び意見を求めることができる。

#### (部会)

- 第7条 子育て会議は、必要に応じて部会を置くことができる。
- 2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長の指名により定める。
- 4 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名した委員がその職務を代理する。

#### (庶務)

第8条 子育て会議の庶務は、教育委員会事務局こども課において処理する。

#### (委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他子育て会議の運営に関し必要な 事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

#### 附 則

#### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

#### (招集の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に招集される子育て会議の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

# 3 香南市子ども・子育て会議委員名簿

# 【任期】令和元年9月1日~令和3年8月31日

氏	名	所属/役職	備  考
吉村	斉	高知学園短期大学教授	学識経験者
中 元 啓	各 惠	教育委員	学識経験者
竹倉美	€ 智	主任児童委員	学識経験者
中脇正	E人	放課後子ども教室教育活動推進員	学識経験者
岩井章	声憲	保育所保護者会	子どもの保護者
有澤愛	愛 美	幼稚園PTA	子どもの保護者
濱田	梢	子育てサークル(ママれーど)	子どもの保護者
堀川隆	隆 志	香南市PTA連絡協議会	子どもの保護者
佐 田 利	口 章	野市小児童クラブ保護者	子どもの保護者
岡﨑季	型 香	のいち幼稚学園長	子ども・子育て支援に関する事業に 従事する者
橿尾り	八百合	佐古小学校児童クラブ指導員	子ども・子育て支援に関する事業に 従事する者
濵 田 勇	<b>里</b>	赤岡保育所長	子ども・子育て支援に関する事業に 従事する者
河崎	<b>真奈美</b>	夜須保育所長	子ども・子育て支援に関する事業に 従事する者
武 田 汀	了子	夜須幼稚園長	子ども・子育て支援に関する事業に 従事する者
横田級	吨美代	野市東幼稚園長	子ども・子育て支援に関する事業に 従事する者
高橋 公	〉子	香南市総合子育て支援センター所長	子ども・子育て支援に関する事業に 従事する者
藤川尚	尚 司	香我美小学校長	関係行政機関の職員
大石の	、美	福祉事務所	関係行政機関の職員
岡﨑直	直 子	健康対策課保健師	関係行政機関の職員

# 香南市第2期子ども・子育て支援事業計画 【令和2年度~令和6年度】

発 行:香南市教育委員会 こども課

〒781-5601 高知県香南市夜須町坪井1-1

電 話: 0887-57-7522 FAX: 0887-55-1045